

平成26年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年6月10日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成26年6月10日 午前9時1分宣告（第5日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平  
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起  
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番 松本 正人  
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平  
4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起  
7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番 松本 正人  
10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子  
13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教育次長	吉野 広昭
副町長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教育長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町民課長	麻田 正志
総務課長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税務課長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目      な し

議 事 日 程                      議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成26年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

平成26年 6月10日 午前9時開議

日程第1 一般質問

日程第2 常任委員会審査報告について  
総務常任委員会



議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は14人です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
これから日程に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。  
日程第1、一般質問を行います。  
きのうに引き続き、一般質問を行います。  
8番、中村卓司君の発言を許します。

8番（中村卓司君）

おはようございます。26年6月定例会の質問をさせていただきます。質問に入ります前に、所見を述べさせていただきたいと思いません。

質問のですね趣旨といいますか、そういうことをお伝えを申し上げたいと思います。堀見町政に、3月の議会において、予算も承認されて、いよいよ本格的な船出といったこの時期の議会でございます。それまでの町長の発言、行動、見てみますと、非常に明確な議会での答弁、それによって議会の時間が非常に短くなったというふうなことも言われておりました、また、数々の会議での挨拶、そして町政での行動とか、町職員に対する対応とか、非常に明確で、町民への接し方等々も客観的に見てると、非常に緻密な判断と、さすがだなあというふうなことが大変多いように、私なりに思っております。

これは、私1人の考えではなくて、町民の皆様にも同様な声がたくさんあるように聞いておりますし、また、ある町民の方が私に言うに、大変若く、行動力があってフットワークがよいというような声も私に聞かせてくれました。

今後は、このような声におごることなく、町民の期待に応えるべく、一層の努力をお願いを申し上げたいと思います。

しかしながら、この厳しい情勢の中で、町発展の道は、まだまだ険しいと思います。その道を、1段1段、上っていくためには、町の活性化、たくさんあろうかと思えますけれども、総合計画を中心にしながら、1矢、2矢、3矢ととどまるところなく発信続けることが非常に重要だと思いますので、今議会には、その総合計画の準備といいますか、それに伴うことのヒントとなるようなことで質問をさせていただきます。

そして、是々非々をもって質問をさせていただきたいと思いますので、誠意あるお答えをよろしくお願いを申し上げたいと思います。少し、所見を申し上げました。

それでは、質問を、通告順にさせていただきたいと思いますが、ここで、私の質問ではございませんでしたけれども、昨日の片岡議員の質問の中で、答えが、私なりにそれでいいのかなというふうな点がございました。

というのも、防災無線の中で不備があり、町民への警告がなされてなかったというふうなことで、以後気をつけますという答えでございましたけれども、それだけでは、私は納得ができないと。片岡議員の質問ではございますけれども、もう少し具体的に、どのようにやっていくのか、例えば、一月に1遍の点検とか、もし、今度の点検をなされた業者が、その点検で自動にしておったというふうなことを言うておりますけれども、果たしてそれが本当であろうかというふうにも疑われます。

今後は、その控えなり、町が取るとか、もう少し抜本的な具体的な対応がなされるべきがしかるべきだと考えております。もし、あの時点で大災害になっておれば、こんなことでは済まされないというのが実感というふうに思っておりますので、その旨のお答えがいただければ、いただきたいというふうに思っておりますので、私の質問をする前に、失礼でございますけれども、お聞かせを願いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

総務課長（横山覚君）

おはようございます。このたびの防災行政無線の起動ができてなかったことにつきまして、改めておわびを申し上げたいと思います。

その後、この点検といいますか、手動から自動に切りかわっていることにつきまして、確認を、どういうふうにしていくかということ論議してございまして、先ほど中村議員も言われました業者の点検後も、やはり確認をすべきだろうということでございます。

ということでございまして、業者の点検確認が終わって、手動から自動に切りかわる、そういう操作をするときに、うちの職員が一緒になって確認をさせていただいて、必ず手動になっているかの確認をします。

また、手動から自動に切りかわって、そのスイッチが手動のままになっているかということにつきましては、月に1回、職員により

確認をいたしまして、全部チェックシートを構えまして、確認とチェックをそれに残しています。

なおかつ、その手動から切り換えるスイッチにつきましては、キーを差し込んで回してそういう操作をするということになっておりますので、そのキーを一定程度、その関係の者しかわからない、保管をきちっとしていきまして、ほかの者がいつもさわれるとか、見れるとかいうふうなことのないような保管に努めていきたいと思っております。以上でございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

#### 8 番（中村卓司君）

ぜひですね、2度とあってはいけないという発言以上の重いことだと思います。こんなことがあると、南海大地震に対しての防災意識というものが、いかに薄いかというふうにも思われがちでございますから、ぜひですね、2度とというよりも絶対ないようにしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それでは、私の質問に移らせていただきます。冒頭にも申し上げました。総合計画っていうのが、町長が就任以来、町民で、そして地域の皆さん方に計画を立てていただくような形で町民一体となって行っていくというふうなことを言われておりますし、また、冒頭の町長の行政報告の中でも報告をいただきました。その中身につきまして、もう少し詳しく説明を願いたいと思ひまして、この質問をさせていただきます。

冒頭の報告の中では、平成 26 年、27 年度の 2 カ年にかけて策定をする。本年度 5 月、プロポーザル方式によりまして博報堂に決められた。そして、未来塾の、地域みらい大学の開催、そして 6 月から地域の懇談会を実施をして、地域の皆さんの声を聞き、それを反映するといった内容で御報告をいただきましたけれども、そのプロポーザルの業者の選定に当たりまして、ほかの業者もいたとは思いますが、その博報堂が一番よいというふうに決定をされた理由とか、内容とかいうことがわかっておれば、わかっていると思ひますので、それをお聞かせ願いたいということと、地域みらい大学、どのような内容で実施をされていくのかというふうな点、そして 6 月から地域懇談会を実施をされるということでございますけれども、開催日程。話を聞いておりますと、20 数回やられるということでございますけれども、地域をどのように区分をされて、どういう範囲で実施をされていくのかということ。それから 26 年、27 年に

かけての計画でございますけれども、その、わかっておれば、時系列に、どれくらいにこういうことになり、そして最後の端には、こうまとめていく、そのことがわかっておればですね、もう少し細かいところを聞かせていただければ、ありがたいと思います。

もう1つ。総合計画の策定の委員のメンバーでございますけれども、今、執行部の考えているメンバーはどのようになされていくのか、それも、構想があればお聞かせを願いたいと思います。

項目が少し多くなりましたけれども、また順次、お答えがない部分については、こちらのほうから、これはどうなのかということをお聞きをしますので、その6つの項目についてですね、お聞かせを願いたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

おはようございます。中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。昨日の下川議員にお答えしたことと重複する点もあらうかと思いますが、今後の進め方、先ほど御質問がありました会議の進め方等について説明をさせていただきます。

まず、先ほど中村議員もおっしゃられましたが、計画策定委託業者につきましては、先月の5月末に選定をいたしております。本格的な作業につきましては、今月から実施します町民アンケート、これは町民の方、約1,000名程度に依頼する予定としております。このアンケートの調査につきましては、前回策定時に実施しましたアンケート調査と比較できることを基本としております。また、全国的なデータとも比較できる幸福学の第一人者であります慶應義塾大学の前野隆司教授が研究をしておられます幸せフードランキングの調査を含めたものとなっております。

平成26年度までは、先ほど言いましたが、策定業務の牽引役となる役場の職員のコアメンバーとチーム佐川推進課の職員が中心となりまして、6月から10月にかけて、佐川町の過去10年間を振り返り現状の分析を実施した上で、10年後の未来像を描いていく作業を行っていきます。

そうしまして、11月からは、住民のインタビューを開始いたします。このインタビューを通して、住民の方々の思い、課題、悩みまた未来展望を集約し、計画の策定へ反映させていくこととなります。

住民の方々につきましては、来年2月ごろから8月にかけて実施しますワークショップに参加をしていただきます。この住民の



ワークショップの選定方法につきましては、現在のところ、メンバーの選定方法につきましては、決めてはおりませんが、公募を含めまして町内各地、また各種団体、男女の比率、年齢等を考慮し、バランスのとれたメンバーを30名から40名ほど選定をさせていただいて、お願いをしたいと思っております。

また、ワークショップの開催は、策定までに5回から6回程度予定させていただいております。

そのワークショップにおきまして、町の現状の把握と町の未来像を描いていただき、佐川町の未来像に向けたアクションプランの策定を行い、9月から計画書の取りまとめを行い、平成28年3月までに策定をする計画であります。

そして、最後になりましたが、策定業者の株式会社博報堂につきましては、総務省の地域人材ネットの地域創造アドバイザーの登録をしておられます筈さんという方がおられまして、その方に招聘する事業を取り入れております。

筈さんにつきましては、実績も豊富で、全国各地のほうで総合計画等の計画策定に取り組んでおられる実績があります。プロポーザルで申し込まれた業者につきましては博報堂1件でありました。以上でございます。よろしく申し上げます。

町長（堀見和道君）

おはようございます。中村議員の御質問に、私のほうからも補足的なものも含めて御説明をさせていただきます。

まず、プロポーザルの内容ということでありました。課長のほうからも説明ありましたが、プロポーザルへの応募は、博報堂イシュープラスデザイン1社だけでした。役場のほうとしても公告をしまして、ホームページのほうで案内もしましたが、要件等、経験の有無、あと総務省の特別交付税の措置も考慮してましたので、地域人材ネットの適用、そういった条件を考慮して、1社だけの応募となっております。

その中で、プロポーザルの説明を聞きまして、過去の事例、地域みらい大学での職員の教育方法、そういうものを判断をしてこの会社に頼みたいという判断をいたしました。

2つ目、地域みらい大学の内容ですけれども、役場職員に対してアンケート調査の分析等のコーディネーションの能力を勉強してもらおうと。またデータ分析、未来ビジョンに対する創造能力、未来ビ

ジョンを創造する、そのことについての勉強。あと住民ヒアリング、具体的に職員がインタビューをしていきます。そのインタビューに対する能力、あとワークショップのファシリテーションの能力、あとコミュニケーション、デザイン力、そのあたりを地域みらい大学を通して、役場職員の教育をしていただくということで計画をしております。

あと地区懇談会、どのように分類をしたかということでしたけども、町全体を 20 ほどの区域にまず分類をしようと。全体のバランスを見ながら、地域性を見ながら、20 程度の地域に分けるのには、どういう分け方がいいか検討をしてほしいということで、人数等バランスを見ながら 21 の分類にしたほうがいいでしょうということで、担当のほうから、このような分け方をしたいという提案があり、それでいきましょうということで、私のほうが判断をしました。

地区懇談会につきましては、町の、ことしの施政方針、今後 2 年間かけて、こういうことに取り組んでいきたいという説明を、私のほうから、地区懇談会で説明をさせていただきます。

その内容について、参加いただいた住民の方から、興味のあるものについてお互いが意見の出し合いをして、そのテーマについて話を膨らませて、町としてこういう取り組みをしていったらいいんじゃないか、地域としてこういう取り組みができると思うよ、また個人としてこういうこともできるんじゃないか、そういう話を聞かせていただきながら、話を前向きに進めていきたい。そういう形での地区懇談会を進める予定であります。

あと、2 年間のスケジュールについてですが、今年度は主に、職員によるアンケート調査、その分析、あと 10 年間の振り返り、総合計画の骨子の策定、それを今年度、主に、予定では 1 月までかけて、役場の職員が主体となって進めていきます。

来年の 2 月から、住民の皆さんに参加をしていただいて、ワークショップを 6 カ月ほどかけて、数回にわたってワークショップを開催をして、各テーマごとに具体的な行動計画にまで落とし込めるような提案、合意形成、意見の集約を行っていきたいと考えております。その意見が出て、総合計画の案をまとめて一度審議会の皆さんにもその案を見ていただいて、修正、改筆等加えて、最終的に計画書としてまとめると、そういう年間スケジュールの予定で考えています。以上、私からの説明であります。

## 8 番（中村卓司君）

過去の総合計画については、コンサルに丸投げをしたりしてきましたけれども、前回は、ここのメンバーにもおりますけれども、森さん、森議員たちのメンバー、いわゆる住民の皆さんで、総合計画を立ち上げて、地元で根ざした総合計画ということでスタートをしたわけですが、その総合計画を、なかなか過去の町長さんなんかもそれを柱にしなが、堀見町長は羅針盤という表現をされましたけれども、そういった意味で、その総合計画に沿った形の事業計画がなされるべきではありましたけれども、なかなかそれに沿っていかなくて、そのとき、そのときの思いつきでなされていたような、私たちは思っています。

そういうことになりましたと、例えば3年の見直し、5年の見直しってというのは、見直さなければならぬけれども、それもなおざりにされてきたという現実がありますので、ぜひ、まあそういったことがないとは思いますが、本来の意味の羅針盤としての役目を果たしてほしいということを希望しておきますが、策定のメンバーを少し、町長は申しあげましたけれども、今までですと、組織の代表とかですね、それなりに役割についている方がそのメンバーになってきたというふうな傾向がございますけれども、そういったことはどういう配慮をなされるのか、聞かせていただきたいと思えます。

## 町長（堀見和道君）

お答えをします。まず職員のほうにつきましては、30名ほどのメンバーで今年度の調査、分析、方向性の骨子の策定、そのへんを取り組んでいきますけれども、職員にも公募という形、参加したい人はいますかということで声がけもさせていただいております。その結果を踏まえて、応募者が、もし少ない場合は、一緒にやらないかという声がけもしていかないとはいけません。

メンバー希望者が多い場合は、その中でどうするのか、全員でいくのか、もう少し絞ったほうがいいのか、それは考えないといけないと思っておりますけれども、やはり一番大事なのは、主体的にかかわっていただくと。一緒に総合計画をつくりたいんだという思いを持って参加をしていただきたいということだというふうに考えております。

住民の皆さんに対しましては、広報等で、また地区懇談会でも総

合計画、2月からワークショップを策定をしていく、その策定メンバー募集をさせていただきますということで話をさせていただきます。全体的には、男性、女性のバランスは、しっかりと保ちたいというふうに考えております。

また、10年後の佐川町のあるべき姿を見据えていくということで、これまでまちづくりに余り表立って参加をしてない若い人たちにも、10年後の自分たちのまちというものをイメージしてもらって、ぜひ参加をしてもらいたいというふうに、個人的には若い人にも積極的に参加していただきたいというふうに思っておりますが、年齢的なバランス、あと佐川町内での職業、いろいろな取り組み団体、そのあたりは、全体のバランスを重視をして、あと思い、主体的にほんとかかわっていただけるのかどうなのか、そのあたりを見きわめた上で、最終的には住民の皆さん、参加いただける方の選定をさせていただきます、というふうに考えております。以上です。

#### 8番（中村卓司君）

そこでですね、今までの総合計画というのを、なおざりにまるっきりしてということはできないと思うんですけども、そのメンバーなりの中で話し合いをなされて、その参考も含めてやっていこうかというふうに思うんですが、そこでですね、少し、先の話をさせていただきますと、先ほど申し上げました3年、5年の見直しがなされてなかったというふうな現実の中で、総合計画ができた後のですね、ことが非常に大事だというふうに思っております。

私個人的にはですね、その計画ができた後の段階でも、見守りをする組織なり人なりっていうのは、非常に大事だというふうに思っておりますけども、その点は、町長のお考えがあれば、聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 町長（堀見和道君）

お答えをします。中村議員は、恐らく進捗状況を住民の目でチェックをする、そういう委員会なりを構える予定があるのかという御質問でよろしいですか。

当然、計画をつくって実行が大事です。私は、就任以来、PDCA、計画、実行、確認、改善と、PDCAという言葉はよく使わせていただいておりますけども、必ず、計画つくったからには、それを実行して、その進捗度合いを確認をして、予定どおり進んでなければ改善をしていくということはやっていかないといけない。それ

は当然やるべきことだというふうに思っております。

その中で、行政の中でも、執行部の中でも、当然チェックをしていかないといけないんですが、住民の皆さんから自分たちもチェックをしたいんだと、自分たちも一緒につくった計画だから確認をさせてくれと、それを公の場でやりたいんだということでありましたら、そういう委員会も設立することも前向きに考えなければいけないというふうに考えております。以上です。

8 番（中村卓司君）

ぜひですね、よろしくお願いを申し上げまして、10年、20年先の佐川町に、よりよい佐川町ができることをですね、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

ちょっと後先になりますが、この質問ですと最後になろうかと思えますけれども、この間、議会の委員会に、町長も出席をしていただきましたときに、私が少し触れましたけれども、かつてのこの計画の中には、それなりの肩書きを持ったメンバーが入りながらの計画づくりでございました。

そして、議会としてもかかわりを深くしていくことが必要であろうというふうな、当時の議会の考えでございますけれども、現在は、少し考え方が全国の議会でも変わっております、議会はチェック機能であるので、その策定計画については、その組織にかかわるべきではないというふうな方向制が全体的に示されているように思っております。

そこで、この総合計画、議会のかかわり方については、チェック機能でいいと。つくる段階では、議会以外の皆さんにつくっていただいてっていうふうなお話でございましたけれども、そのことの再確認をお願いを申し上げたいと思います。町長、いかがでございますか、意見がありましたら聞かせていただきたいと思いますが。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。できましたら、議会の皆さんにはチェック的な機能を果たしていただければありがたいというふうに思っております。総合計画策定するプロセスの中で、過程の中で、また全員協議会の開催をお願いをして、進捗状況等につきましても、議会の皆さんには、議員の皆さんには御説明をさせていただきたい。また、貴重な御意見をいただきたいというふうに思っています。

ただ、どうしても熱い思いを持って総合計画に、策定に加わりた

いんだという議員の先生がいらっしやればですね、それは、そのほか住民の皆さんとあわせて、同じようにその思いを受けて策定メンバーとして入っていただくかどうかということは、広く、役場の中でも検討し、皆さんと一緒に検討し、考えたいなというふうには思っております。

ですが、やはり議会の性質上、執行部の行っていることのチェックということで、お願いをできればというふうには考えております。以上です。

#### 8 番（中村卓司君）

わかりました。個人的には、ぜひその計画の中に入って私も、こう、いろんなことを申し上げたいというふうに思っていますけれども、議員の立場というものもありますので、そのことを中心にしながら、全国的な動きに合わせて、その中に入らずに、チェック機能を重視をしながらという思いがございますので、町長の意見をありがたく受け止めさせていただきますけれども、私は、今回のメンバーには入らずにというふうに思っていますので、ひとつ、そのほかのメンバーに頑張ってもらえるように、よろしくお祈りを申し上げます。

総合計画については、質問は以上でございますけれども、羅針盤というふうな方向で、よりよい計画ができることをお祈りを申し上げます。この質問は終わりたいと思います。

続きまして、第2番目の河川改修につきまして、質問をいたします。

かねてから、私もこの場に立って、黒岩の河川改修につきまして、幾度となく質問をしてまいりました。そして、いよいよ26年度には、設計の段階に移るというふうなことになり、いよいよ黒岩の河川改修が何十年も頓挫をしていたことが、現実的に黒岩の地区の災害が、少しでも水の災害から改善されていく糸口になったんでは、というふうに、やっとの思いだと思います。

この事業はですね、それこそ佐川町にとっては、未来永劫、100年、200年、それ以上の事業だというふうに思いますから、その工事です、将来の子、孫、ひ孫たちに、あれをしとったらよかったかな、あれは悪かったかな、というふうなことの無いような思いで実施をされるべきだというふうに思っていますので、その事業として、私がここで質問を申し上げたいと思います。

まず、設計をされる段階で、ある程度ですね、こういった内容にしていこうかということが、基本的にもう決まろうかと思えますけれども、その前に、どういう形で、どういう形というか、具体的に言いますと、例えば、現在言われております自然に優しい環境をつくる河川改修、いわゆる川の生存する魚や草、そういったものの環境に優しいような工法でやる方法が未来のためにいいのではないかと。

またですね、これはもう技術的にはわかっているかと思えますけれども、自然の流れで川というのはできましたんで、それに逆らって、いわゆるコンクリートとかそういうものを使ってですね、行うわけでございますから、川の流れ、そして河川によっては、川底が削られて、そして壁が崩れるというような事例もあるようでございます。

それと、無論、地域の皆さんの声も聞いて策定をされていくかと思えますけれども、例えば、名前は少しわかりませんが、山本谷のほうから流れている小さな川がありますけれども、その川は、柳瀬川の上のほうが入り口になってます。したがって、大水が出ると、逆流をして、あの地区が水没してるのが現状でございます。

そういった環境も変えるチャンスでもございます。そして、平野地区では、現在は、水田に水を上げるのに、ポンプアップをした形で水を上げているようでございますけれども、野中兼山が、香長平野に水を引いたり、そして仁淀川から水を引いたりというふうな大工事もしましたけれども、そういった水管理も、将来に向けて、より利便性があるような形の設計、そんなことを複合的に考えていただくことが非常に重要だと思います。

繰り返して申し上げますけれども、未来永劫の財産を後悔のないような形で、どのように作り上げていくかというふうなことが必要だと思いますので、そのお考えをですね、執行部の皆さんに、どういってお考えがあるか聞かせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

おはようございます。御質問の中村議員には、黒岩の河川改修、以前から毎定例会ごとに御質問いただいております。ようやく本年度より動くようになりました。これも、ひとえに定例会のたびに質問いただき後押しをしていただいておりますという結果でもあろうかとも思っております。

本年度からは、事業費が 4,000 万円をかけて概略設計をやるようになっておると聞いております。越知町の柴尾の仁淀川の合流点から、佐川町庄田八重栗の堰までです。ここから上は河川改修が済んでございますが、そこまでの間、延長にしますと 6.1 キロメートルの間になります。

この間、概略設計ですので、概略設計した後、詳細設計、用地買収、工事の着手とか、こういった段取りで進んでいく予定ではございますが、まずこの入り口に立てれたということは大きな成果であろうと思います。

そこで、先ほど御質問がありました長年の佐川町の悲願であり、地域住民はもとより佐川町にとりまして、未来永劫を大事にする財産として、極めて重要な事業であります。

そこで、昨年度までに、国土交通省四国地方整備局と高知県が共同で仁淀川水系河川整備計画というものをつくられております。この中でも、首長との懇談会、首長からの意見を求める、あるいは地域住民から求める地域にあります、佐川町でしたら、仁淀川中流域の治水の住民会議がございまして、そういった方々から意見を求めるというようなことが、たびたび開催されまして、その仁淀川水系河川整備計画、昨年の 12 月に策定されておりますが、その中の柳瀬川の河川整備実施に関する事項、ここまで見ていきますと、ちょっと読み上げます。

柳瀬川については、流下断面の不足する区間について、堤防及び護岸の整備、河川掘削等を実施し、必要な流下面積を確保する。河床には、現況と同様な滲筋を設け、寄せ土や捨て石により河道の湾曲に応じた瀬、及び淵の再生を図る。また、水際への捨て石の配慮や自然石を帯状に配置し、縦断方向に流況を変化させるなど、水性植物の生息環境の保全に努める、というふうに柳瀬川の河川整備実施に関する事項では書かれております。

これ、ここに書くのには紆余曲折ございまして、何度かの住民への説明会、意見交換会、そういった形のもの、まさに今、中村議員御質問の中でとられられたことが質問に出されて、それを県のほうで聞き入れてくれて、こういった内容になってきたものでございます。

本年度において、概略設計が出てまいります、これが具体的にどんな概要になるのか、いうことはまた県の担当部署また地域の治



水対策住民会議、こういったものと連携をとりながら、県のほうにも話を進めていかないかん、具体のところを見きわめるようにしていかないかんと思うております。

また、もう1つ申されました一番大事なところ、これも大事なところですが、柳瀬川本流だけでなく、それに連なる支川でございます。また、この6.1キロの区間では、さまざまな用水機能がございます。こういったのを、今以上に、将来に向けて管理がしやすく利便性のあるものにしていけるように、まして大水になってから小河川への逆流してから、付近が浸水するというようなことがないように、柳瀬川にあわせて、そういったところも一緒に河川改修を進めていただく、あるいは用水の利便を持った確保していくということも一緒に話をしていきながら、取り組んでいかなければならないと思うております。

何しろ、悲願の、大きな大きな事業でございますが、地域の方々、議員の皆様方、役場、県、国、一体になって地域の発展のために取り組んでいきたいと思うておりますので、御質問議員の御理解、さらなる御協力のほうを、ぜひともよろしくお願いいたします。

#### 8 番（中村卓司君）

ありがとうございます。既にそのような、私の申し上げた内容について動き始めているようでございまして、ありがとうございます。ただ、私、素人なりに心配をしますけれども、5号台風の災害のときに、河川改修がなされたわけでございますけれども、その改修の中で、いわゆる反省をする点も、今までの工事の仕方で反省をする分も少しあろうかと思えます。

例えば、ファブリダム、これはですね、当時としては、大変最高準のダムの方式で、当時の議員がほかの地区を視察に行って、これはいいということで帰って実施をしましたけれども。現在では、修理代のかさんだりですね、非常にやっかいな工法ではなかったか、いうふうな反省もあろうかと思えますし、そのための町財政が、ひよっとすると非常に厳しいところに立たされるというふうなことも懸念をされております。

そういった心配がですね、なされないような形でですね、ぜひ実施をしてほしいということと、私はまるっきりの素人でございますけれども、それなりの高い技術、見識を持った研究者の方もあろうかと思えますので、国、県の土木関係の公務員任せにせず、そう

いった見識のある方に、意見を聞くなり、のモーションを起こしてほしいようなことも思いますし、また、こういった河川改修を行っておられて、既に実施をなされた河川もあろうかと思えます。その視察なり、意見を聞きに行くなり、情報を入れるなりといった努力も必要ではないかと思えます。

私が、少しインターネットで全国的なもので、一部調べました。これはですね、網走川、北海道ですけども、網走川の河川改修をですね、行ったというふうな事例でございます。網走川といえば、佐川町に非常にゆかりのある常呂町、今現在では北見市ながですけど、北見市の中を流れる網走川でございます。

これの河川改修についての資料でございます、これにもですね、やはり、自然に優しいということのキーワードに、工事がなされております。しかもですね、そのキーワードというものをしっかり持って、テーマとして、こういう意味で河川改修をしますよということで、網走開発設計部のですね、北見河川事務所という計画課というのが立てまして、防災、キーワードが防災、地域の活性化、そしてまちづくり、基盤整備、こういったことをですね、キーワードにしながら、この工事を行っておりまして、そこの行き着く先の工事の技術については、近自然工法というものを取り入れて工事をなされたというふうなことがございます。

近自然工法と、私たち、より近い言葉ですけども、ここの資料の中には、別にお名前とかいうことは出ておりませんが、北海道内でもですね、この自然工法、近自然工法というものの研究をなさられている方がおるようでございます。

その方が、アドバイザーになったようでございますけども、私たちが知ってる限りでは、西日本科学の中で、近自然工法というのがなされて、仁淀川の地区にも手を入れたり、全国でも活動をしているのが、あの社長さんでございますけれども。そういった意味で、近自然工法というのが注目をされております。

そういった高い技術の見識を持った方の意見を聞きながらというふうな意見も持っておりますけれども、その点について、考えがあれば、聞かせていただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

中村議員から、大変いい御提案、御質問いただいたと思うております。先般、私も、佐川町の二ツ野地区へ行ってまいりました。こ

の中野川については、県河川でございしますが、これは、昨年、西日本科学技術研究所の、これは惜しくも昨年亡くなりましたが、福留脩文先生が設計、それで直接また施工指導されました近自然工法の河川改修を一部されております。

これと同じように、今、中村議員言われました網走川につきましても、この福留脩文先生が設計され、直接指導されたようございします。平成9年には、高知新聞のほうに連載されておりました、同行記者のほうが高知新聞社から「川の外科医が行く」という本を出版しておりますが、この中で、網走川のことを書かれてございします。二ツ野の川も同じでございしますが、近代の河川改修以降の川、両岸がコンクリートあるいはブロックで覆われ、動植物非常に住みにくうなっております。我々、小さいころには瀬もあり淵もあり、石積みがあった。ホタルが飛び、魚がおり、というような河川が当たり前の河川でありましたが、それが当たり前でなくなっておる、それを取り戻そうとしておる。

この網走川においては、これはもう1級河川でして、下流のほうは国の北海道開発局、中流から上流においては北海道がみずからやっておる非常に大きな川でございしますが、ここで約4キロほどにわたって、こういった近自然工法が取り入れられておる。大いに参考になるものであろうかと思ひます。

県のほうにも、こういった近自然工法、高知県の方が言われ、みずから実践された河川工法でございしますので、県のほうにもこういったものを取り入れていただくように話もしていきながら、柳瀬川の黒岩河川改修が未来永劫、すばらしい、今まで水に悩まされておったものが、大変、地域の住民にとっても誇らしい、また日本への将来へ向けて誇れるような河川になるように話をしていきたいというふうに思ひます。

#### 8番（中村卓司君）

私、この近自然工法っていうのが、福留さんがやったっていうことを知らなかったわけですけども。北海道でも活躍をなされたようございまして、ぜひですね、そういった自然に優しい工法をですね、取り入れていただいて、それこそ、未来永劫の川に生まれ変わるようにですね、お願いをしておきたいと思ひます。

もう1つですね、事例がございします。これは、バープ工っていうような方法でございまして、これは最初の、もと起こしはですね、

日本では自然共生研究センターというのが出してるんですけども、もとの端はですね、アメリカから発祥、北米からですね出た技術だそうでございます、ハーブ工っていうのは針でいいますと、その針のかかりの部分、わかりますかね、釣り針でいうと、このかかりの部分、魚が逃げないように、こう、かかりになるんですけど、そのかかりの部分のいう意味で、例えば、上側、川が流れていきますと、かかりのとこの逆さになるのではなくってそれに平行に水が流れて、その下に、いわゆる瀬や淵にならないように、それを防ぐ。日本でいきますと、瀬を止める、岩積みが自然工法になされているんですけども、そういったものを人工的につくる、いわゆる福留さんの言われる自然工法と同じ考えですけども、そのハーブ工っていう方法も取り入れるというふうなことも言ってございます。

だから、そのへんもですね、近自然工法だけではなく、いろいろな工法が生み出されているようでございますから、いわゆる、繰り返しますけども、高い見識のある方の意見を取り入れてですね、1つ、2つ、3つ、1矢、2矢、3矢ではなくてもそのいっぱいの方を入れてですね、河川改修に当たってほしいというふうに思いがございましたから、もちろん地域住民の声も重要でございますけれども、それとあわせて、そういった高い見識のものをですね、入れていただくことをお願いを申し上げまして、黒岩河川改修につきましては、今後、よりよいものができますことをお願いを申し上げまして、河川改修について質問は終わらせていただきます。

3番目でございます。

土地基盤整備事業ということについて、質問をさせていただきますけれども、これは、土地基盤整備で書いてますけども、圃場整備のことについて、質問でございます。

このことはですね、いわゆる圃場整備というこのことは、今後の農業政策のことを考えればですね、絶対に取り組まなければならない事業の1つだというふうに、佐川町では考えるわけでございます。

今、農業はですね、歴史的に見ても、最大の危機に来てるんじゃないかというふうに思っております。いわゆる、日本の農業の生産性、コストの問題、これは農業で生活のできる生活手段ということからいうと、非常に厳しいところに現在至っているように思います。

特にT P Pの問題、今までは国内の生産地競争に打ち勝って、国

内で、よりよい高いレベルの技術なり生産を得て、国内でトップになればというふうないうことを一生懸命努力をされておりましたけれども、これからは、いわゆるグローバルに、世界を相手にですね、農業も競争をしなければならない、いうところに至ってきてるということになります。

さらにですね、国内では高齢化によりまして、農業後継者というものが激減をしております。今では少しは都会でも農業を営もうという若者もいるようございましてけれども、ほんの一握りの人数かし、すぎません。この農業後継者につきましては、もう崖っぷちというところに追い込まれているわけですがけれども、なぜ、後継者が育たないのかということも問題であろうかと思っておりますけれども、これから後継者がいなくても、ある程度の高齢者が地元に残って、60代70代、80代前半までは、それぞれ、耕地を耕す、ということが必要であろうかと思っておりますけれども、今、車やトラクターの入らない土地が大変増えております。

今までは、近場ではなくって山田のですね、山間にあります水田が耕作を放置をされているのが当たり前になってきましたけれども、今では、平地の中でも荒れているところが目立ち始めております。そういったところは車が入らない、トラクターが入らない、いわゆる機械の入らないところはですね、お年寄りでも耕作することができないということで、耕作放棄地が増えております。

そういったことを改善するという意味では、もうこの圃場整備以外にはなかりかと思えます。しかし、残念ながら、佐川町はですね、斗賀野地区とかいう形ですぐいぶんやられているところはありますけれども、30数パーセントしか、基盤整備がなされておられません。今後はですね、この圃場整備というのは、なされることが非常に、これからの農業に対して続けていくためには、絶対必要不可欠な手段だと思っておりますけれども、その今後について、どのようなお考えがあるか、聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。圃場整備関係でございます。佐川町では、昭和の終わりぐらいから平成にかけてまして、圃場整備やってまいりました。最後になされたところが平成10年に、斗賀野の県営圃場整備で、丁田というところがやられております。また、コスモス農協

が事業主体で西山耕、それとハザコ地区、ここでやられて、それ以降、圃場整備がなされておられません。

現在の農用地面積は 644 ヘクタールです。水田の用地面積が 644 ヘクタール、それに対しまして 206.2 ヘクタール、206.2 ヘクタールが圃場整備が完了してございます。率にしまして 32% という状況になっております。県下全体では、高幡それから幡多、安芸のほうとか、結構高いところございまして、50% 近くの圃場整備率になってございます。

以前、平成 10 年ぐらいまでは、佐川町も上位を走るような、整備率で言いましたら、上位を走っておるような状況でございましたが、平成 10 年最後に、それ以降やってないですので、こういった状況になっております。

今、中村議員言われましたように、特にこの水田農業を捉えて行く場合、また水田農業においては農業だけにとらわれず、多面的な利用、多面的な効果があると言われております。これを維持していくためには、どうしても農地を、水田を維持、発展させていく必要があろうかと思えます。ところが、それが、耕作放棄地、これは、やはり言われたとおり、つくりにくい条件が悪いところから順番にきて、それが高齢化等、担い手不足の中から平地にもつながってきておるといふふうに認識しております。

当然、これを解消していくのには圃場整備をやっていく、これしか方法がないようでございます。ずいぶん、斗賀野地区でやられました圃場整備、当時は、県営圃場整備、60 ヘクタール以上とかいうような、非常に大きな面積でないとできませんでしたが、現在は 10 ヘクタール、20 ヘクタールでも県営圃場整備ができるようになってございますし、それ以下の圃場整備についての、いわゆる非公共事業と言われるものも現在も一部あるようでございます。

こういった圃場整備事業を活用していくということが一番重要であります。現在、思うておりますのは、可能性のあるところは、尾川から黒岩までにかけての柳瀬川流域が圃場整備の可能性できるところが残っておると思えます。ここで、何とか、黒岩地区では 100 ヘクタール余りの県営圃場整備、それにつながって、今言いましたエリアでやってき、200 ヘクタールをできれば、全体の 400 ヘクタールはカバーできますので、600 ヘクタールの 70% ぐらいの整備率になってきます。

ただ、これを進めて行く上では、地権者、耕作者の 100% 同意と、特に地権者の 100% 同意ということが必要になってまいります。河川改修におきましては、河川の用地買収がございます。用地買収を 1 つの方法としまして、共同減歩方式でやる方法がございます。これは、用地買収になるところを圃場整備のエリアに入れまして、共同減歩方式で、その河川河床になるところを共同減歩方式でそれを提出して、河川に、県に購入してもらうような方法。こういったものがとらえれば、自己負担分が極めて少なく圃場整備が円滑にやっていける 1 つの手法になってまいります。

斗賀野地区では、県道とか公共用地を捻出する際、こういった共同減歩方式がとられておりますので、河川改修でも、河川の改修にあわせて、こういったことがとれるように、一昨年から地元黒岩地区の方々に集まっていたき、そういった手法の勉強会なんかも続けてございます。

現在進めておる河川改修の中で、何とか県営圃場整備が、このエリアにはできないか、最善を尽くしておるところでございます。また、これ先ほど、何度か繰り返しになって申しわけございませんが、これに連なる柳瀬川流域についても、圃場整備事業ができないか、地域の方に、代表の方に話すなり、声あげていただくなりしていきながら、輪を広め、河川改修の同意が進むように、これは一致団結して取り組んでいく必要があるかと思えます。

尾川地区では、一部、数名の者から声が上がっておりますが、これをさらに拡大して行って、圃場整備ができるような機運を盛り上げていくことがまずもって大事かと思えます。以前の西山耕の圃場整備、私もかかわりましたが、西山耕ではわずか 4 名の方の声から全体に広がりまして、西山耕の圃場整備ができ、さらに全く声のなかった隣のハザコ地区でもこれの派生効果により圃場整備を平成 10 年度にやったという経過がございます。

河川改修絡みで黒岩で圃場整備に火がつき、それが未整備のところにも火がつき、みんなが団結して一緒になってやれるような、この機運にしていければと思うております。

#### 8 番（中村卓司君）

平成 10 年からやられてないということで、26 年ですから 16 年間やられてないということですが、斗賀野地区で岡崎組合長を筆頭としてですね、ずいぶん地域の皆さんが頑張っていて、実動隊としては、

今、JAの常務であります真辺常務が、斗賀野農協時代に非常に頑張って実施なされたというふうな現実があるわけがございますけれども、10年から26年まで、一切その圃場整備がなされていないということは、どういうことなのかというふうなことがございます。

最近、テレビを見てみますと、地方に出向く番組が非常に多いわけですが、先日も見てみますと、小さな島、島の中の田んぼも圃場整備がなされている。こういうような状態で、これは表をいただいたあれですけども、高知県下の46%の整備率の表なんですけど、全国的にいきますと、新幹線へ乗ってもですね、非常になされている。恐らく90%以上がですね、圃場整備がなされているんじゃないかと思いますが、日本列島改造論の中の改造論の中には、圃場整備も含まれておったと思います。

そういう意味で、非常に遅れている、しかも、佐川町もさらに遅れている。こういった原因、10年からなされていない原因というのがあるかと思いますが、町としては、地域の皆さんに声を上げてほしい、いうふうなこともあろうかと思いますが、それだけでは、なかなか前向きに進まない。いわゆるJA、行政、そしてそのいわゆる地域を引っ張る組織としての役目も必要かと思いますが、行政のほうから、その火をつけるというふうな方法が今、必要ではなかろうかと思いますが、その点について、お考えがあれば、聞かせてほしいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。平成10年度を最後に圃場整備の工事をされてないわけですが、最後には、その西山ハザコとかいうところできました。丁田というのは、後から県営圃場整備に変更してからつけ加えたところがございますが、その平成一桁代、ちょうど私も産業課におったわけですが、当時は農村総合整備モデル事業とかいうのを華々しくやったわけですが、その中で、町内の8カ所、これはまあ20ヘクタール未満でしたけど、8カ所についての圃場整備、これ一部の声がありましたので、それぞれの地区に出向き、それぞれの公民館なんかで意見交換なりをやった経緯がございます。

ところがその8カ所について全滅しました。全て、最終的な合意形成が至らなかった。反対者が何人かおって、できなかったということです。そこで、そのモデル事業じゃなくて、西山耕のほうで4名の方が直接役場のほうに陳情に来られて、それから西山耕とハザ



コのほうの圃場整備ができたという経緯がございます。

何とかその当時から、10年余りになりますけど、何とか地域でできてないところはという思いは役場のほうにあって、そういうことをしましたけど、なかなか実現までに至ってなかったというのが実態でございます。

現在、農地の水保全整備とか、地域が共同でやりゆう、それを続いて集落営農の展開へもっていきこうというような取り組みもされております。中山間の直接払いもございます。地域の組織が1つになって、その協働で農業基盤を支える活動をしてしております。そういうところへ、こういった基盤整備、圃場整備を向けて、目を向けて、地域の合意形成がされるように、さらに努力をしていかなければならないと思うております。

先ほども言いましたように、黒岩の河川改修、これに伴うて圃場整備が進んでいく、これを派生効果として、町内の未整備地へ何とか最後の手段だということでも圃場整備ができるように、火をつけるようにしていかなければならない強い決意を持って臨んでいかなければ、合意形成はならんし、100%の合意は、今までの経験から言い、ならないと思うてます。そういう点でございますので、御質問議員、議員各位の御指導、御協力のほうもよろしくお願いいたします。

#### 8番（中村卓司君）

冒頭も申し上げましたけれども、農業従事者っていうのは、平均年齢がもう70を越したぐらい、佐川町では、ぐらいではないかと思えますけれども。そういった方に、なかなか圃場整備やりたいのっていう声を上げにくいのが現状ではなかろうかと思えます。

この時代に、やはり行政の強いリーダーシップというのが必要ではなかろうかという時期に来てると思えます。町民の皆さん、農家の方々が声を上げてやってくれというふうになれば、一番スムーズにいく形ではなかろうかと思えますけれども、そのことを考えよりけにならんような、今の時代を背景にしてると思えます。

したがって、行政のほうの強いリーダーシップで圃場整備ができるような方法をですね、とってほしいというふうに思えますので、この場からはですね、そのことを強く要望して、波及の効果というよりも、それ以上のリーダーシップが行政のほうからとれるような方法を考えてほしいし、あと、市街化地域の問題があろうかと思

ますけれども、そのことは後からついてこようかと思えますから、町のほうのリーダーシップをとっていただいて、荒れ地がますます広がらないような基盤整備、圃場整備がなされていくことをですね強く要望してですね、この質問は終わりたいと思えますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。3番の質問は以上でございます。

あと、4番目の指定管理について、御質問を申し上げます。

現在の時代というものはですね、公共団体、いわゆる地方自治体が抱える公的施設は全国にもたくさんございますけれども、それぞれの自治体が経済的悪化によりまして、自分たちではなかなか支えきれないというふうな問題が起きたことから、経費軽減という意味も含めて、指定管理っていうものがだんだん導入をされてきたわけでございます。

佐川町でもそういった傾向にありまして、私の知る範囲では、佐川町では桜座、そして地質館、青山文庫が今までに指定管理になっていない施設の3つだと思います。あとは、町民プールなりは、それぞれに指定管理、そして図書館もそういった形がなされております。指定管理してないので悪いとか、いいとか、経費が要るから悪いとかいいとかいうふうなことではございませんけれども、現在の、そのなされていない、指定管理のなされていない桜座、地質館、青山文庫につきましても収支がわかっておればですね、一つ一つ赤字だと思いますけれども、数字がわかっておれば上げてほしいし、それから既に、いわゆる指定管理の枠にはまっていますプール、プールは今現在、経費、町費としては出してないようでございますけれども、それまでに至った経過、そして図書館への財政のフォロー、持ち出しっていうのがどれくらいあるかっていうことを聞かせていただきたいと思いますので、まず、その点からお願い申し上げます。

教育長（川井正一君）

それでは、順次、施設ごとにお答え申し上げます。24年度決算をベースに25年度決算はまだ上がっておりませんので。まず桜座につきましても、24年度の歳入総額が808万7,000円でございます。一方歳出が、管理事業、それから自主事業、成人式事業含めまして、2,667万6,000円です。この時点での歳出の超過額が約1,858万9,000円。これは町の持ち出しです。これに人件費を加えますと、3,303万2,000円。これが桜座の現在管理運営をする費用でございます。

ます。

それから次、青山文庫です。24年度決算で、収入総額は、施設利用料として81万1,548円。あとその他雑入等で約9万8,563円。これに対しまして、町の一般財源の持ち出しがですね、1,194万5,029円。これも人件費込みでございます。

次に、地質館でございます。施設収入料が、136万8,675円。その他、あそこでいろんな販売をしております。そういった販売の収入が62万261円。これ合わせたものが歳入ということになります。一方、町の負担が、これ人件費込みでございますが、1,079万9,971円となっております。

それから、現在指定管理に出しております図書館でございますが、指定管理料としましては、445万。それ以外に、図書の購入費等、あるいはあそこに電算システムを入れてございます。そういった保守経費を加えまして、ちょっと決算が、よう確認してないんですが、25年度で、約608万8,000円。これが予算額でございまして、ほぼこれで推移すると思っております。

それから町民プールにつきましては、基本的には指定管理料はございません。あの中での収入で対応していただくということで、昨年度の報告、25年度いただいた報告によりますと、収入総額は3,448万9円となっております。そして、最終的な損益は、107万5,000円余りが指定管理者の収入として、利益として上がっておると、そういう状況でございます。以上でございます。

#### 8番（中村卓司君）

冒頭にも申し上げましたけれども、経費が要るからやめろうとか、経費がなくても進めよとか、いう考えがあるわけではございませんけれども、これを、今までのいただいたものを全て足しますと、6,000万ぐらいのものが、ざっくりですけれども、いわゆる町の持ち出しということで負担をされてるわけですが、桜座にしても地質館にしても青山文庫にとってもですね、特に、青山文庫、地質館については、文化・文教のまちとして、必要なものというふうな思いもしますけれども、今後この3つの組織をですね、どういった方向にもっていくのか、基本的な考えがありましたらですね、町長のほうから、その基本的な、こういうものに対する考えをですね、町としての考えをお聞かせを願いたいと思います。

#### 町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。地質館、青山文庫については、先ほど中村議員からも文教のまち佐川として必要な施設じゃないかというお話ありました。また、桜座につきましては、この地方の音楽ホールとしては稼働率は高いほうだと話は聞いております。

町民の皆さんに、いろいろな形で大変活用をされております。中には、桜座でカラオケもやられておりますけども、桜座で日ごろの練習を発表する場として年に1回、年に2回、すごい楽しみにしていると。ほんと、町民の皆さんにとっても愛されてる、活用されてる施設じゃないかなあというふうに考えております。

それも、今の体制の中で、桜座クラブさんを初め、いろいろな形での施設を支えていただいている方々の御苦勞のたまものだというふうに考えております。やはり、施設が活用されて、人に活用されて生きてくるというふうに考えております。

そういう意味で、現時点で桜座につきましても、また青山文庫、あと地質館、これは施設の性質上のこともあります。現時点で、町としては指定管理は出さないということで、一定の話は幹部のほうではさしていただいております。

今後、情勢等、変わることがありましたら、また判断をしなきゃいけないと思いますけども、当面は、指定管理は出さないで、町の管理でしっかりとやっつけていこうと。無駄のない管理をしていこうという考えでおります。以上です。

#### 8番（中村卓司君）

私も、個人的に桜座のボランティアクラブに入っていた時期もございまして、現在の総務課長、横山課長も桜座で勤務をされたこともあり、前岡林課長もですね、桜座の館長のOBでございまして。そういった意味から言ってもですね、非常に愛着のあるような思いもありますし、桜座っていうところの、いわゆる場はですね、言ってみますと文化の発祥地である、いうふうな考え方もございまして。したがって、文化は金で買えない、いうふうな思いもありますから、少し経費が要ってもですね、それを守り続けるというのが必要であろうかと思っておりますし、必要経費という考え方で、私は個人的に思っております。

町長も、そういった意味では指定管理には出さないというふうなことでございまして、ぜひ、そういうことでよろしく願い申し上げたいと思っておりますが、ただ、桜座以外にも、地質館なり青山文庫

なり、それなりに、収入を上げていくような企業努力というものは惜しんではならんと思えますし、これはもう一例でございますけれども、図書館ていうものの考え方の中に併合してはという考え方もあるようでございますけれども、そういったことに固執することではありませんけれども、企業努力を惜しまない、特にですね、青山文庫の収入、81万と言いましたかね、それから地質館が130万。そういったその意味では、もう少し来客っていうもののできるような企業的方法も考えた上で、これでよしとしない方法をですね、考えてほしいと思うし、先ほど、第1の質問でありました総合計画の中にもですね、組み入れていくような意味もですね、考えてほしい、いうふうな思いもございますので、ぜひその考慮をお願いしておきたいと思ひまして、この質問は、以上で終わらせていただきます。

最後の質問です。学校統合の問題について、お聞きをします。

現在、御承知のとおり、大変な過疎化によりまして、黒岩とか尾川地区、特に子供が激減をしております、保育園、小学校、中学校に入学する子供が非常に少なくなっております。そういった意味で、子供たちがいなくなるということが、大変寂しい思いもありません、あるのは当然、私たちも一緒ですし、地域の皆さんも同じだと思います。

そこで、もう10年ぐらいになろうかと思ひますけれども、地域の皆さんに、その中学校、小学校統合の問題を私と当時の教育長とで話を言い行ったことがございまして、統合についてどうかというふうな話を聞いたことがございます。地域の皆さんは、統合、いわゆる佐川中学校に、中学校の場合なら統合するということについては、反対だというふうな声が大でございました。

けれども、現役のお父さんとかお母さん、いわゆる保育園の父母にしますと、大変少ない子供たちでお互いの切磋琢磨というのは厳しいかなと。大人になってからは少し厳しいかなという思いもあって、大きな学校に行ったほうがというふうな気持ちもあったようでございますけれども、その声は、地域が寂れるからと言って、地域のいわゆる大人、高齢者の皆さんに打ち消されたような状態でございます。

現在も恐らく父兄の皆さんは、そういう気持ちで同じであろうかと思ひますけれども、別に、統合せよとか、せずにそのままというのを言ってるわけではございませんけれども、今、地域をどう

いうふうに活性するか。子供たちの問題含めて、この統合の問題が非常に大きい影響を及ぼすというふうに思っていますので、今後の学校統合について、どういうお考えがあるのか、その点をまず聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。児童生徒数の状況、それを考えますと、引き続き減少傾向にあります。近い将来、児童生徒の著しい減少により直ちに学校の存続が困難な事態に至るとまでは想定しておりません。

先ほど、中村議員からお話がありましたが、教育委員会としましては、現在の佐川中学校の移転改築に当たりまして、小学校は存続、中学校については統合するという基本方針のもと、平成18年当時には、尾川、黒岩地区で中学校統合に関する説明会も開催をいたしておりますが、保護者や地域の理解が得られないまま、中学校の統合を進めることはないという旨の説明もいたしております。

今後の学校の統合問題を考える上では佐川町の将来を担う子供たちが、望ましい教育環境のもとで学び育つためには、どうすればよいかという視点で考えていく必要がありますが、現在のところ、学校統合について具体的な検討は行っておりません。以上でございます。

8番（中村卓司君）

そこです。少し内容を具体的に聞かせていただきたいと思いますけれども。対象になるのは、恐らく尾川と黒岩の地区だと思っておりますが、現在の保育の児童、年齢別に人数がわかれば、聞かせてほしいと思いますということと、保育がわからなければ、小学校、中学校の人数、そして、小学校の統合の、ならなければならない規定の数字があらうかと思っております。小学校の、複式になるときの人数が決まっておると思いますので、それを先に聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まずは未就学幼児の人数でございます。これは、本年5月現在の住民登録されている子供たちの人数です。

まず、尾川小学校校区で申しますと、1歳児が2名、2歳児が4名、3歳児が2名、4歳児が4名、5歳児が4名、6歳児が4名の

計 20 名でございます。

黒岩小学校校区でございます。1 歳児が 7 名、2 歳児が 7 名、3 歳児が 8 名、4 歳児が 7 名、5 歳児が 5 名、6 歳児が 5 名の計 39 名でございます。

そして現在の、小学校の児童数でございますが、尾川小学校が、この 5 月 1 日現在、平成 26 年 5 月 1 日現在で 43 名。黒岩小学校が 41 名。尾川中学校が 15 名。黒岩中学校が 24 名となっております。

そして次、複式の基準でございます。これはまず小学校と中学校で基準が分かれております。まず、小学校では、2 学年の子供を足した人数が 16 人以下であれば、複式ということになります。ただし、1 年生を含む場合は、8 人以下でございます。

次に中学生は、2 学年の人数を足して 8 人以下であれば、複式ということになります。これが基準でございます。以上です。

#### 8 番 (中村卓司君)

となりますと、統合っていう手前に複式になってから統合という考えがありますので、こういう質問をさしていただいたんですが、尾川の、いわゆる 1 歳から 6 歳まで 20 名の中の、なりますと、小学校の複式が 2 学年を足して 1 学年で言いますといきませんけれども、2 年生、3 年生になったときに 8 名ということですから、そこで、その一番対象になりますのは、やはり、このままでいきますとですよ、このままでいきますと、尾川地区の児童、1 歳から 6 歳までがその対象になっていく人数ということになってきますよね。そのことを考えて、いわゆる 5 年生、6 年生で 8 人ですから、いいと思うんですけど、その 1 歳、2 歳、3 歳、これまでいくと、そこへいくと複式があらわれてくるということでございます。

人数がどんどん増えていくという可能性があればいいんですけど、このままでは複式になり、統合になり、その子供たちが中学校になるとときには統合っていうことも視野に入れなければならないような条件下にあるということでございますよね。

だからそこで、現在のところ、そうなんですけど、そのことを今、即、あと十数年ですから、即、今検討をするということは必要ないかもわかりませんが、その時期になれば、ある程度、統合というものを考えていかなければならないということですから、即その時期になる前に、の対策をですね、それなりに考えていくべきではないかと思うんです。

それと、今、文科省が出してます小中一貫教育の中で、学年の編成割をですね、5、2、2とか、4、3、2とかいうことを既に考えてますよね。そうなったときに、この少子化っていうことの影響がですよ、もっと厳しくあらわれてくるような時代が、やがて来ようかというふうに思うんですが、その点を見据えての研究なり方針なりをですね、今から考えていく必要があるかと思えますけども、その点につきまして、教育長のお考えがあれば、聞かせていただきたいと思えます。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、当面の対策ということも大事でございます。例えば、現在、尾川小学校と黒岩小学校は、通常の学級編成でいきますと、複式学級が2つ生じるようになっております。

しかし、尾川小学校につきましては、今年度、加配教員を1人いただきまして複式を1つ解消して、現在は複式学級は1つという状況です。そして黒岩小学校につきましては、教頭がクラス担任をしていただいております、そこも1つ解消して、現在、両小学校とも複式学級は1つという状況です。

今後の複式の状況、先ほどの人数をもとにシミュレーションしますと、尾川小学校につきましては、通常の加配がないという前提でいきますと、来年度から全て複式学級になります。来年度の小学1年生が4名の予定です。2年生が4名、合わせて8名。1年生を含む場合でも8名以下であれば、複式になりますので、そういうことで、尾川小学校は、平成27年度以降、全ての学年で複式学級が生じることになります。それから、黒岩小学校につきましては、2学年、2つ、やはり複式が生じる。これが、教頭先生が担任をしないという前提でいけば、そういうことになります。

ただ、先ほど申しましたように、できるだけ複式を解消する、そのために県教に対して加配をいただくなり、あるいは教頭先生の学級担任、そういった弾力的な対応の中で、複式を減らす努力は引き続きしていきたいというふうに考えております。

ただ、将来的に、今わかっている人数でいきますと、小学校が、尾川で、平成32年には20名になります。そして黒岩で、平成32年には39名。そういった人数をもとに、さらに中学校の推移を見ますと、尾川につきましては、平成33年、34年と、32年当時の4、5、6年生が上がってくるという前提で計算しますと、中学校で15



名、33年。34年には12名まで減ります。そして、黒岩中学校も平成33年には19名、平成34年には13名まで減ると。そういう長期的に見ますと、なかなか単独で学校経営するには、非常に厳しい状況ではあります。

いずれも複式学級が両中学校ともできる、そういう状況がありますので、こういったことを念頭に置きながら、今後のことを考えていかなければならないわけなんです。尾川地区から、私、教育長になった平成22年当時に、小中一貫校をぜひやりたいというお話がございました。これは、地区の保護者の皆さんのアンケートもとって、引き続き、尾川地区で中学校を存続させるためには、保護者の総意として、あるいはまた地区の総意として、一貫校をぜひ実現してほしいという要望を受けまして、平成22年の11月ごろであったと思うんですが、教育委員全員と保護者の皆さん、これは、保育所の保護者の代表、小中学校の保護者の代表、そして、いわゆる今の自治会長さんを含めて、私どもと話し合いをしました。

ぜひ、今後とも尾川地区には学校を残してほしい、そのために、学校の活性化を図る観点から小中一貫校をやっていただきたいと、強い要望を受けました。それを受けて、翌23年度は小中一貫校への移行期間として、平成24年から小中一貫校がスタートしたという流れでございます。

こういった、地域のその思い、こういったものを大事にしながら、一方、今後、児童・生徒数が減っていく、そういった状況を見据えて、とれる当面の対策を実施しながら、やはり、こういった現実的な数字も、PTAの皆さんを初め地域の方とは、今後情報を共有していくことが大事ではないかと思っております。

それから、文科省の小中一貫校の話がございましたが、これは大学を含めた、現在の6、3、3、4制を見直すという大きな流れがあって、現在、検討しておるといふふうに聞いております。その中で、今般、文科省、教育再生実行会議のほうか、どちらかちょっと定かではないんですが、小中一貫校を全国的に推進するという方針も出ております。制度化すると。そういうのが、一定制度化されれば、尾川のような小中一貫校に対する教員の新たな配置措置、加配措置等、そういったものも期待できるんじゃないかというふうなことも考えております。

今後、国のそういった動向を十分注視しながら、地域の学校を守

る視点で、対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### 8 番（中村卓司君）

小中の一貫教育については、中央が大っきなところの問題で、不登校の子供さんがどんどん増えていって、その差があるのが小学校6年から1年に上がったときに、中1ギャップというその姿があるんで、これをやろうかということなんですけども、それをやることによって、地方の小っさいところがどういう影響を受けるかということによって質問したんですけど。

どうですかね、教育長の考えの中で、1年生、2年生の、いわゆる複式学級というほうなのが、子供たちにとっていいのか、いや、そやないよと、単独でやるのがもちろんいいよというお考えが、少しの考えがあればですね、改めて少しちょっと聞かせてほしいと思うんですけど、いかがですかね。

#### 教育長（川井正一君）

お答えいたします。当然、単独が望ましいと思うんですが、ただ、余りに、一クラスの人数、2人、1人でやる場合、一方、足せば一定人数が10人ぐらいの学級、そういう面での、人数の面でのしんどさというのは、単独だったら、かなりあるというふうには感じます。ただ、教える場合、例えば今、尾川なんかでも、例えば、5、6年生の算数は分けて、算数のときだけ分けてやるとか、そういうやり方もしております。

やはり、なかなか厳しい、さまざまな教科全てを複式でやるというのは、大変厳しいんじゃないかと思っております。

それと、小中一貫校との関連で、私ども、教育委員会の全国組織というのがございます。この小中一貫校の関係での活動というよりは、むしろ複式の改善を国に対して、毎年要望しております。

現在、先ほど御説明しましたとおり、小学校で16名、2学年足したら、なっておる、それをもっと下げてほしい。例えば10人ぐらいに下げていただくと複式は改善されますし、中学校の現在の8名、これを例えば5、6名に下げると複式は改善される。その複式になる、ならんは、1つは子供たちが学ぶ場において、複式ということがあるんですけど、もう1つ大きなのは、学級数が減るということは必然的に教員数が減ります。それが大きゅうございます。

例えば、現在、尾川中学校は、人数が少ないために複式になって

おります。で2学級編成です。その、国の定数は、2学級編成ですと、教員数は6名です。しかし、黒岩中学校は、現在8人で複式になりませんので、3学級です。1学級増えるだけで9人。3人違います。ですので、尾川中学校に対して黒岩中学校は、人数はそんなに変わりませんが、配置されておる教員数が6対9、基本が。そういう違いがございますので、私どもとしては、できるだけこの複式の人気、この引き下げ、これを国に対して要望しております。

かつて、文科省が予算要求も平成23年度当時したようですが、残念ながら財務省の理解が得られず、現在のままになっております。こういったことも、今後要望を引き続きしていきたいというふうに考えております。以上です。

#### 8番（中村卓司君）

わかりました。統合がいいとか悪いとかっていう意味ではなくって、地域の活性化、地域の皆さんの条件もあろうかと思ったり、現役の父母の皆さんの考え方も少し温度差もあるようなことも含めながらですね、現状に合ったやり方で進めてほしいんですが、ただ、現状のままで即そのままいきますと、将来のことを考えると、いろいろの反省点が残る可能性もございますから、将来を見つめて少し早めの対策をですね、とるほうが、今までの全ての経験においてよいと思っておりますから、そのことも考えてほしいというふうに思っております。

この統合の問題につきましては、宿題も残しながら以上にしたいと思っておりますが、全体に考えますと、きょうの質問の中では、冒頭申し上げました総合計画の中に織り込まれていくこととさせていただきます。だから、きょうのお答えも含めて、地域の皆さんの声、聞くのももちろんでございますけれども、きょうのお答えも含めた総合計画の中に組み入れていただけることを、私のほうからのお願いとして、この場からの質問は終わりたいと思っております。以上でございます。

#### 議長（藤原健祐君）

以上で、8番、中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、15分休憩します。

休憩　　午前10時47分  
再開　　午前11時

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

9番、松本正人君の発言を許します。

9番（松本正人君）

日本共産党の松本でございます。通告に従いまして、質問をいたします。

傍聴席の皆さんに配られている質問通告には番号が振ってありますけれども、順番は必ずしもこの番号順ではございません。そして、大きく分けたらですね、これまでの榎並谷町政を振り返るような質問と、それからこれからの問題というふうになろうかと思えます。

まず、振り返るような話からいきたいと思います。まず、水の科学の事業について、お伺いをいたします。

水の科学というふうに言いましたけれども、町の正式な事業の名前は、産業高度化事業。もうちょっと長かったかもしれませんが、そんな事業ではなかったかと思えます。これを、いわゆる水の科学というふうに呼んでますけれども、これは、もう、ときは忘れちゃったけれども、榎並谷町政の時代に、高知大学の、東北大学や高知大学で教鞭をとられていました山崎先生、現在、佐川に在住ですけれども、その山崎先生が突然、議会のほうに来られまして、ぜひ話を聞いてほしい、とこういうことがございました。何の話かなと思いましたが、山崎先生のこれまでの研究成果といいますか、研究の内容、こういったものを議員全員で聞いたわけでございます。当時の。

かっちり記憶は残っておりませんが、いわゆるパワーポイントかスライドのようなもので図面を見ながらじゃなかったかと思いますが、いわゆる簡単に申したら、水、それを高圧の水蒸気に変えて、それでもって有害なものを無害にしていくような、そんな研究というふうに私は捉えておりますけれども、全体としては、非常に専門的な話でして、とても私たちが、私たちと言われんかもしれませんが、私にはこう、ちょっと理解できかねるような話でした。

なぜ、こんな話を議員にするのかなというふうに思っておりましたけれども、そのときに、ひょっとして、この研究について佐川町に力添えになってほしいと、こういうことが言いたいのかなという

ふうに思っていました。けれどもそれは、ちょっと佐川町の仕事じゃないだろうというふうに思っていました、いつのまにかですね、まず、水の国際会議というものが開かれまして、これが当初、佐川町は協賛という形でしたけれども、いつの間にか主催ということになりまして、桜座を使って2日間でしたか3日間でしたか、水の国際会議というものが開かれました。

これも、山崎先生を中心に企画されたものだと思いますけれども、全国各地からさまざまな研究者が訪れまして、それぞれの発表の場にするというような内容ではなかったかと思えます。そのときも、私は質問の中で、まず、主催になりますから、桜座の使用料、こういったものは全部佐川町が持つと。さらに、たくさんの職員がこの事業にかかわって、実質、事業の手伝いをするということで、本来の仕事を離れて桜座に集合するというようなことがございました。で、こういったことの是非についても質問をしたというふうに記憶をしております。

そして、さらには、この山崎先生のいわゆる研究室、これは最初、補正予算で上がってきましたけれども、地場産センターを改装して、研究室にすると、こういうことで予算が組まれました。

私は地場産センターは、国の補助金でできておるものですから、その中には目的が書かれてるわけです。その目的に照らすと、これは目的外になるんじゃないかと、こういうことでは地場産センターを使う理由にならないということで、1人反対したというふうに記憶をしております。

結局は、その予算案は通りましたけれども、すぐに、この地場産センターの改装というのは事実上あきらめまして、そして、シルバー人材センターの1階部分、現在のシルバー人材センターの1階部分、当時、シルバー人材センターの1階部分というのは、人材センターの倉庫になっておりましたけれども、その倉庫のものを撤去して、別の場所へ移して、そこを研究室にすると、こういうことが行われました。

そして後に四電工業が、事実上事務所が閉鎖になったわけでした、その後をまた、研究室をそこへ移すと、こういうようなことがされました。そして、今、るる言ってきた水の科学の国際会議のときから、どちらが前後していたのかはちょっと記憶がありませんけれども、佐川の総務課の部屋に1つ机を置いて、そこに臨時職員が1人、

そして山崎先生も常時ではないですけれども、時々見えられると、こういうような状況でした。

それも、この職員の処遇というのはどんなになっているのかとか、その予算はどこから使われるのかとかいうような質問もしたというふうに記憶をしております。

結果的にですね、平成23年度いっぱいまで、予算はつきましたけれども、24年度からはこの予算が打ち切られたと、こういうふうに理解をしております。そして、それまでの、この水の科学関連に使った予算ですけれども、約1,400万程度ではなかったかと、そういうふうな答弁をいただいたというふうに記憶をしております。

それで、ついことしになってからですね、町長が、大阪大学に行かれております。聞くところによると、この大阪大学も、この水の科学の事業の一環であったと思いますけれども、大阪大学との連携の協定を佐川が結んでおりました。これについての何らかのですね、御挨拶に行ったのではないかというふうに思っておりますけれども、水の科学についてはですね、予算上はもう既に切られてるわけでございますけれども、どういった経過でこういう状況になったのか、そして、それ、しまい、どういふふうについていったかということについては、私もきちっとした質問もしてなかったなあというふうに思いましたので、それと、この5月に、議員とそして住民の方との懇談がありましたけれども、その中で、住民の方から、この水の科学の問題について、これはどうなったんだというような質問もございましたので、ここはまあしっかり町のほうからですね、事実関係というものを聞いておく必要があるだろうと、こういうふうに思いましたので、お聞きをしたいと思います。

どなたでも結構ですので、よろしく願いいたします。

総務課長（横山覚君）

松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

この事業につきましては、紆余曲折、いろんな部署に担当がなったりしてございまして、いろいろ、情報等も、しっかりしたものもとれてないところもございしますが、まず、議員のほうから、昨年の6月議会におきまして、この事業の経過ということがございまして、その中では、株式会社水の科学と技術に関する研究所、いわゆるアステックという名前だったようですけれども、そこと連携しまして、水の国際会議を、今言われました桜座で、19年度に開催をしております。

ますと。

それから 20 年度には、佐川町にその産業高度化技術開発室を設置いたしまして、大阪大学大学院工学研究科とも連携をいたしまして、水熱といいますけれども、水の熱と書いて水熱を利用して、竹や杉の葉からの液体抽出、それから防カビ剤の製造や焼却灰の固形化、ブロック化等の研究を、この 24 年の 3 月、23 年度末まで行っていたということ、そしてこの間に、大阪大学大学院工学研究科との連携の一環といたしまして、大阪大学の大学院の先生または学生が佐川町内の小中学校を訪問しまして、授業を行う交流授業というものがされてございまして、児童・生徒からは好評を得ていたこと。

こういうふうな回答をしております。その後、いろいろ聞きますと、水熱の授業に関しましては、竹などからの液体抽出、それから焼却灰の固形化は可能である成果が得られたけれども、ちょっと実用化に向けては、大型プラント化や提携企業の問題など、多大な経費とか時間とかいう問題があったようでございます。

そういうことで実用化がされてないという中で、平成 24 年の 2 月には、水の科学のほうに出資をしておりました 10 万円も返還をさせていただいて、23 年度末をもって事業は終了したということでございます。

この間、先ほどおっしゃいました山崎先生の健康の容体もいろいろございまして、何か、事業が最終的には終了したということになっておるようでございます。

その研究事業が行われている間、その大学院工学研究科との連携協定ということをしておりました事業は、その研究事業が終了いたしましても、今も続いておりました、この関係によりまして、先の 4 月に町長がこの連携について、お世話になっているということでお礼と、また町長の就任の挨拶等に行かさせていただいておるところです。以上でございます。

#### 9 番（松本正人君）

総務課長の答弁はですね、これまでの簡単な経過と、事実関係ということであったと思います。私はですね、このような事業はですね、冒頭にも申し上げましたように、佐川町がかかわるような、一個人の研究にですね、それをバックアップするというようなこと、予算を使って、こういうことは望ましくないんじゃないかということで、ずっと、この事業がされているときに、当時の榎並谷さんに

言ってきたところです。

けれども、榎並谷さんはですね、簡単に言ったら、そんな研究でよね、ひょっとして成果があったときにですね、それは大きな、佐川町に利益をもたらす可能性もあるから、やるんだと、このようなことを言うておりましたけれども、私はそれに対して、例えば、山崎先生のこの研究というのは、一時、国がバックアップをした経過も調べまして言いました。で、2年間バックアップがあつて、その後打ち切られてるということ、それから、本来やったら、本当にそれがですね、見込みのあるとか、そういうような研究であれば、何も行政がやらなくてもですね、企業が放っておかないだろうと、こういうような話もしたわけです。

そこでですね、課長には答えられない話として、現町長は、この問題について、政治的にどういうふうにお考えになるのか、このことについてお聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。政治的にということでありましたけども、私も聞いた話、あと当時の榎並谷町長の思いを推察をして答弁をさせていただきます。

高吾北の広域のごみ焼却場の焼却灰の処分、大変重い問題でありまして、最終処分場を構えて焼却灰を埋め立てをしております。最終処分場も、今、越知町にある広域の処分場はもういっぱいになって、いっぱいになった後は民間のほうに埋め立て受け入れをお願いをしなきゃいけないという状況が、もう既に見えておりました。その中で、焼却灰を固形化をして容量を小さくする、その技術を、この水の科学の技術をもってして何とかできないかなあという思いもあったというふう聞いております。

その当時の佐川の置かれている状況、詳しくは存じておりませんが、何か1つ、技術的な部分での可能性、佐川町にとって何か有益なことがあるんじゃないかという判断のもと、前町長が判断をして、町として事業として取り組んでみようというふうな決断をされたというふうに思います。

その決断に関して、敬意を表したいというふうに思います。現時点では事業は中止されておりますが、私自身としては、そのように考え、答弁をさせていただきます。以上です。

9番（松本正人君）



ちょっと驚きましたけれども。わかりました。今後もこのようなことがですね、あろうかと思えますけれども、そのときによって、そのときの事情によって考えられるということだろうというふうに受け取りました。

先ほど経過について申し上げましたけれども、そしたらちょっと、もう結論的なことですね、この事業に限ってですけれども、結局、どれだけの、これまでも聞いたので、繰り返しになるかもしれませんが、どれだけの予算を使って、どういう成果があったのかということについて、お答えをいただきたいと思えます。

総務課長（横山覚君）

お答えをしたいと思いますのですが、それこそ先ほどの去年の6月議会の関係で、資料を入手した中でですね、水の科学に関する費用といたしましては、総費用で2,097万4,154円という額が出ております。

9番（松本正人君）

金額だけでなく、この事業の、まあ言うたら総括ですよ、をお聞きしたかったですけれども、ちょっと答弁が難しそうですので、また宿題にしちよいていただきたいというふうに思えます。

相当の町の単独の予算を使って行われた事業ですので、きちっとそれはですね、やめたらやめたということで、総括をする必要があるんじゃないかというふうに思えますので、ぜひとも、次回なり、いつかの機会にまたお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、小中学校においての土曜日の授業が復活したことについて、お伺いをしたいと思います。

これは、先日、坂本議員のほうからも質問がございまして、るる答弁もありましたけれども、重複いたしますけれども、今一度お伺いをしたいと思います。

これは、ことし、今年度からですね、1学期に1回、土曜日の登校、これが復活したということですが、今一度ですね、この復活した理由、そしてその手続きについて、お伺いをしたいと思います。

教育長（川井正一君）

それでは、私のほうから、土曜授業につきまして答弁を申し上げます。昨日、坂本議員さんのほうから質問がございまして、その内容とほぼ同じ答弁になることをお許しいただきたいと思えます。

まず、その背景からでございます。学校週5日制が完全実施された平成14年度から、授業日数の減少に対応して年間の標準授業時間数が小中学校ともに、70時間程度減少しました。しかし、平成20年に学習指導要領が改訂され、移行期間を置いて小学校では平成23年から、年間の標準授業時数が1年生で68時間、2年生で70時間、3年生から6年生で35時間増。中学校でも平成24年度から各学年35時間増となりました。学校週5日制のまま授業時数が増えたため、各校においては、行事を減らすなどして、授業時数の確保に努めていますが、台風などの自然災害による休講やインフルエンザによる学級閉鎖のため、授業時数の確保に苦慮している現状がありました。

このため、昨年11月の校長会において、例えば、香美市では夏休みの期間を短縮していること、また、奈半利町では、月1回土曜授業を実施していることを伝え、授業時数確保の観点から必要であれば、各校で教職員の意見を聞き、検討するように指示をしました。

なお、保護者の意見につきましては、文部科学省が土曜授業の実施に関するアンケート調査を、全国の小中学校844校の保護者を対象として平成24年度に実施しており、それによると、保護者が望む子供たちの土曜日の過ごし方については、学校で授業を受けると回答した割合が高くなっていましたので、それを参考といたしました。

その後、各校の意見をもとに、校長会で検討を重ねた結果、夏の暑い時期の授業では、小学校低学年の児童には、集中力や健康面で心配される面があるので、土曜授業を学期に1回、試行的に実施するということになりました。

教育委員会には、このような検討状況を逐次報告し、学期に1回の土曜授業実施を承認したものでございます。以上でございます。

9番（松本正人君）

そこでですね、基本的に校長会で決めて、そして後で教育委員会がそれを承認したというような、そういう流れであろうかと思えます。これは私のほうできちっと聞き取りをしておくべきでしたけれども、ようしていませんが、この校長会が開かれた時期ですよ、それから教育委員会で決定された時期、これをお伺いしたいと思えますけれども。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。一番最初に、校長会でこの私が問題を提起しましたのが、昨年11月の下旬の、ちょっと正確な日は覚えており

ませんが、校長会でごさいました。その後、教育委員会には、毎月、定例の教育委員会を開催しております。大体、月の上旬に開催するようしております。

その際に、校長会において、この問題について検討することになっておりますという旨を伝え、最終的には、3月の教育委員会で決定したということでごさいます。

9 番（松本正人君）

教育委員会、最終的に3月に決めたということですが。通常ですね、これ中身まだ知らんづく言いゆうわけですので、違うちよつたら申しわけないですけども。通常は、感覚としては、まず教育委員会です、このことが検討されて、そして校長会にお伺いをして、そして校長会ではですね、基本的には、現場の先生方なんかに話を聞いて、そして父兄、保護者の皆さんにもですね意見を聞いて、そしてその結果を上へ上げていくというのが通常私が考えるやり方ではないかと思えますけれども、そういうふうな形がとられておりましたでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。この土曜授業、いわゆる週休日に授業を実施する場合は、佐川町立小中学校の管理運営規則におきましては、学校長の判断でできるという規則になっております。

基本的には、例えば、ほかの例で申しますと、土曜日あるいは日曜日に授業参観をする、そういった場合も当然ごさいます。そういった場合は、学校長が教育委員会へ届けて、教育委員会の事務局でそれを承認するというごさいます。

ただ、今回の場合は、土曜授業ということもごさいましたので、事前に教育委員会には、国の資料、そういったもの、概算要求時点で、国が、この研究授業に向けての予算も確保しておりましたので、そういったものも含めて、教育委員会には、「現在、国においては、こういう動きがあります」と、そういった情報はお伝えしておりました。具体的に、そういった情報をお伝えする中で、私のほうが、11月に、校長会に話をして、そして、校長会の状況を、その後、教育委員会の開催される時にお伝えしていったと、そういうことでごさいます。

9 番（松本正人君）

ということは、教育委員会ではですね、その状況の、国の動向と

いいですか、そういった報告はしたけれどもですね、教育委員会で、よし、やろうと、やろうというか学校にお伺いをしてみようと、こういうことが決まって、そういうふうになったのではないという答弁ではなかったかと思えます。違うなら、後で言ってください。

それで、きのうの答弁ですね、いわゆるこの週5日制、それから週6日制の問題の中でもですね、経過の中で、労働政策上の観点もあったと、こういうようなことも申されました。要するに、社会が週休2日になっているときにですね、先生が、いまだに週休1日と、こういうことですが、そういうことと言いますとですね、この労働政策上でも、ある意味、後退ということも思いますし、先に断っておきますけれども、私、土曜日に授業をやるのがえいとか悪いという話をしているわけではございません。そのときにですね、そしたらお伺いいたしますけれども、これまで土曜日は、先生方は休みと、休日という扱いやったわけですが、この土曜日に先生方が授業をするときは、労働法制上はですね、先生は、これどういう扱いになるんですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。教職員が週休日に勤務した場合には、勤務の振りかえができるようになっております。通常でございましたら、後ろ8週間、さまざまな特殊事情がある場合は、16週間まで勤務を振りかえして、いわゆるその土曜日なり、勤務した部分は、ほかの日で休日を取ると、こういう制度に基づいて、今回も対応するようにしております。

9番（松本正人君）

一応、11月からですね、校長会を開いて、4カ月なり5カ月の期間、決定するまで期間があったわけですから、何も、教育長だけの責任というふうには思いませんけれども。校長もそれなりに配慮する必要があったんだろうと思いますが。

なぜ、こんなことを言ってるかと言いますと、まず、先生方そして父兄からですね、こんな話は聞いてなかったと。いわゆる父兄からはですね、寝耳に水というか、この方はPTAの役員もされてる方ですが、全く聞いてなかったということでしたし、それから先生方もですね、このことについては、決して、納得されたというような感じではない、それは全員に聞いたわけじゃないですけども、そういう先生もおられたわけです。

非常にこれは、論議としてはですね、不十分な、民主的手続きとしては、状況があったんじゃないかというふうに思うんですが、そこらへんは、どういうふうに考えられますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、教職員についてでございますが、11月に私が話したときに、これを押しつけるものではないと、まずその大前提です。それで、学校現場で、教職員の意見も聞いて、今後検討するので、各校で取りまとめてください、それをもとに校長会で検討していきますということで話しました。

そして、保護者に対する意見を直接お聞きしてないわけなんです。先ほどの答弁で申しましたように、文部科学省の全国調査、それはございましたので、それを一定、参考にさせていただきましたが、その後、各、実際検討する中で、新年度からスタートする前には、各校、PTAの方には校長さん方、話をしておいてくださいという旨のお願いはしておりました。

ただ、その部分で抜かった学校があったということでございまして、その点はおわびを申し上げます。

9番（松本正人君）

1学期に1回ということで年3回ということですから、それほど大きな影響はですね、どっちにしても、あるのかないのか、よくわかりませんが、素人目では、ないだろうというふうに思いますけれども。だから、不満があってもこの程度やろうというふうに思いますけれども。これがですね、完全に復活するとか、いうことであればですね、もうちょっと違った手続きを、実際やったらされていたんじゃないかというふうに思います。だから、私としては、たとえば、年に3回であろうと、また全部であろうと、やはり同じような手続きを踏んでいくべきではないかというふうに考えましたので、お伺いをしたところです。

前も、警察との連携の話がありました。このときも、PTAの方というか、保護者の方には何の話もなかったと、こういうことで、前にも質問をしたことがございます。

こういったことが、何か、恒常化してるんじゃないかというふうに思いましたので、ぜひ、ここらへんは気をつけていただきたいと。やっぱり民主主義は面倒くさいものです。けど、面倒くさいけれども、それをきちっと、やっぱり手続きを踏んでいくということが、

特に教育の問題についてはですね、やっぱりそういった理解というものが必須ではないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。発達障害児童の夏休みにおける児童保育制についてというふうに言っておりますけれども、きのうもこのことは坂本議員から話がございました。大きく分けて、いわゆる文科省管轄と、それから厚生省管轄と言いますか、そういう形で、学校によって、そのやり方が違っているということです。

坂本議員は、父兄がですね、これでは選べないじゃないかという話を中心になかったかというふうに思います。それに対して、施設の問題を取り上げてですね、物理的な問題で、それが可能になってないと、こういう答弁であったというふうに思います。

この学童保育、いわゆる学童保育ですけれども、の問題につきましては、私が議員に成り立てのころに、だから16年前だったか17年前だったか、ちょっとわかりませんが。相当前にですね、まだこの学童保育が佐川町内でやられてなかった時期がございました。そのときに、ちょうど私の同級生が斗賀野におりまして、強い要望がありました。これで何とかならんかという話をしましたけれども、いわゆる県の補助基準とかですね、そういったいろんな問題がありまして、なかなか前へ進まなかったと。

もう1人、吉村議員という方が、その当時おりましたけれども、この方もこれに熱心に取り組みまして、結果的にどれくらい後だったかわかりませんが、実現して、その後はですね、当時からいうと、びっくりするほどの利用率というか、そういう形になっております。

坂本議員からは、その存在のよしあしの話まであったかに思いますけれども、よしあしの話は私、ようしませんけれども、そのときにですね、去年、いろんな問題がありますけれども、そういうふうな形になって学童保育は進んでいるわけですけれども、去年、いわゆる発達障害児童がですね、佐川小学校に入ってくるということで、そのお子さんの保護者の方も大変心配をしまして、何とかならんかという話の中でですね、教育委員会にも努力していただいて、その体制を組んでいただいたということでした。

ただしですね、問題だったのは、夏休みでございます。夏休みは、児童は休みになるわけですけれども、保護者は、仕事は休みになる

わけではないわけですし、この間に、この子供の面倒をどうするのかということが大変心配されたわけです。

で、直接、町の体制としてなかなかそれが組めなかったというふうに聞いておりますけれども、ボランティア団体と言いますかね、そういった方たちが、去年は大体 15 人ぐらいでローテーションを組んで、お子さんの面倒を見ると、こういう体制が組まれたというふうに聞いてます。

現在はもっと、そういった人数についてはですね、多くなっているというふうに聞いてますけれども、やはり、けれども不十分な状態であったというふうに聞いております。

これに対してですね、どういうふうな、また夏休みが迫っているわけですが、体制をとっていかれるおつもりなのか、お聞きをしたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。障害のある児童の放課後児童クラブや放課後子供教室での対応は、指導員の確保が最大の課題となっております。一人一人の障害の程度に応じたマンツーマンでの支援が必要な中、普段の日でありますと、2 時間程度の対応ですが、夏休みにおきましては、朝 9 時から夕方 6 時まで、長時間にわたる対応ということになります。

そうなりますと、現在の人員体制では困難な状況にありますので、今後新たな仕組みづくりを早急に検討しなければならないということで、現在、検討中でございます。

9 番（松本正人君）

現在検討中ということで、夏休みもすぐきますので、ぜひともですね、しっかりした体制をとっていただきたいというふうに思います。

よしあしの話もあるようですけれども、しかし、そういった特殊なというか、方にとってはですね、大変な問題だろうと思いますので、ぜひともですね、そういったボランティアの方たちとも、うまく連携をとってですね、万全の体制をとるようにしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。霧生関公園の建設事業についてのお伺いをいたします。

御承知のように、霧生関公園につきましてはですね、これは仮称

ですけれども、ことしの3月議会におきまして、町長が白紙に戻すと、事業を白紙化すると、こういう答弁がありました。

その主な理由がですね、火薬庫の存在で、半径260メートルの範囲はですね、そういった公園の事業は行えないということでございました。そして、火薬庫の移転移動というかね、は、非常に困難であろうと、こういうことであつたと思います。

今回、町長の行政報告の中で、ヘリポートについてはやりたいと、こういうことであつたというふうに思います。ヘリポートは、だから、理由になっていた火薬庫の問題がクリアされると、こういうことであつたと思います。

今回は、そのヘリポートの是非について、私、言うつもりはございません。今回、この質問を私したのは、5月の住民と議会との懇談の場におきまして、住民からの質問で圧倒的にこの霧生関の問題が、住民の方からですね、意見や質問があつたわけです。この問題については、やはりきちっと住民にとってはですね、何がどうならやようわからんというところがあるかと思しますので、そこをもう1度しっかりと検証していきたいというふうに思ってます。

これを主に進めてきた榎並谷さんは、現在おられないわけですから、水の科学の問題も一緒ですけれども、この新しい政権のもとですね、これを検証すると、せよと言うても難しいかなとは思いますが、やはり一応はやっぱりね、こういった事業ですから、どうだったのかということは検証する必要があるんじゃないかと。

また、町民にわかりやすく説明する。これは榎並谷さんのときからずっと言ってきたわけですが、榎並谷さんのほうではそれがされなかったの、ぜひとも、新しい町長のもとでは、こういったことも検証したことをですね、町民に、どうだったのかということ、をわかりやすく説明していくということも必要ではないかと思えます。

そこでですね、この霧生関の問題ですけれども、これもずーっと私、質問で何回もやりましたので、繰り返しのことになりますけれども。まず、この霧生関公園の事業がどのように始まることになったかということですが、御承知のように、当時、和田町長のときですけれども、国体の事業としてサッカー場の建設という問題がございました。

御承知のように、このサッカー場というのは、山を切ってつくら



れたわけですがけれども、その切り土をですよね、その土を持っていく場所として、現在の霧生関公園のあるところが選ばれたわけでございます。そういうふうに聞いております。

私、平成9年に議員になりまして、まさにこれが進行中のときに議員になったわけですので、当時としてはわからんこといっぱいありましたけれども。それでですね、平成10年に、この切り土を土捨て場とした土地がですね、土地収用法の適用を受けると。平成10年の2月ではなかったかと思います。いうふうになっております。ですから、和田町政のときにですね、この申請をして、2月に、許可がおりたと、こういうことではないかと思います。

どうも、この和田町政のときにですね、この土地を構えるに当たって、その土地を購入するに当たって、なかなか困難な状況が生じて、そしてこの土地収用法にかけますとですね、いわゆる税金が免除されると、こういうことがあって、売った人にですね、非常に有利な状況が生まれると、そういった有利な条件を出して、土地を購入すると、こういう狙いが一番であったんではないかというふうに、私の推測ですがけれども、いたします。

けれども、土地収用法というのは、要するに、町の財産、行政の財産には、いわゆる一般財産とそれから行政財産、大きく分けて2つになるわけですがけれども、一般財産というのは、その面積とか金額によって、町長がですね、議会にも諮らず、自由に扱えたりとかですね、結構自由に扱える土地という形になりますけれども、行政財産となると、そうはいかないと。非常に固定化されたものになるということです。ですので、何の理由もなく、国はですね、土地収用法、土地収用法を受けると行政財産になりますので、理由もなく、そういった収用法の許可をおろさないということで、この公園計画というものを立てて、公園をつくるから収用法の適用を受けらしてほしいと、こういうことではなかったかと思います。

けど、その後もですね、いろんな、これは噂の問題とかもありますけれども、土地をめぐるいろんな問題があったと聞いておりますけれども、真相については私よくわかりません。しかし、その後ですね、これが土捨て場になることもなく、塩漬けのまま推移をしていたということです。

で、榎並谷さんが、ですから中山町政時代は8年間でしたから、8年間は最低塩漬けやったと。こういうことで、そして榎並谷町政

になって、この公園が復活するという事です。

今度は、土はどこから持ってくるか、これは、中学校の建設がありましたので、裏の山を大きく切って、それを土を持っていく、そして、それだけじゃなくて、国の国道の建設において出る土、これも入れていくという計画で、この土を埋めるに当たっては、いわゆる谷がなくなりますので、それを補うために、下にそういう配水管といいますか、を布設せないかんですけれども、その費用がかなり要ったわけですが、それは、国が土を捨ててもらおうということですね、お金を出したと、県、国が出したというふうに聞いております。

そういった経過の中で、この霧生関公園が進んできたというふうには認識しておりますけど、るる申し上げましたけれども、ここまでについて、事実、私が言ったことが合ってるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

松本議員から、霧生関公園（仮称）事業歴史的経過についての御質問いただきました。私も、その当時、担当課のほうにおったわけではないです。23年4月にこの事業が担当、産業建設課になりました。それから各ほうをいろいろ聞き、調べ、その中で時系列的なことを理解しておるわけでございます。

言われましたとおり、しょっぱなは国体の、高知国体にサッカーを誘致するという事で、当時、現在ありますサッカー場は1面ですが、これを2面にやろうという構想があったわけでございます。2面にしていくために山を切っていく、その切るための残土を持って行く場所、そのために霧生関の用地、3万平米余りが購入されてございます。

これにつきましては、残土を持って行き、その後を活用して公園をつくるということで言われたとおり土地収用法の事業認可を受けております。これは、2月じゃなくて、平成11年の1月に通知を受けております。そして、平成11年に、この用地を取得して、これは、ちょっとすいません、当時の土地開発公社のほうで用地を先行取得しまして、平成11年3月に取得してございます。その後、2、3年後に町のほうで買い戻したということになってございます。

それから、この中については、結果的には、サッカー場が1面になり、この用地は取得したが、残土も出ず、工事をすることなく近

年まで至っておったわけです。それが、平成 19 年になりまして、平成 19 年に隣接者と土地埋め立て工事、これは 19 年の 5 月ですが、埋め立ての覚え書きが締結されまして、平成 19 年 11 月から佐川中学校建設のための残土、それから 494 の道路改良工事の残土、それと四国横断自動車道、これは中土佐町と聞いておりますが、その残土を持ってくる、また暗渠排水の工事が平成 19 年 11 月から翌年の 20 年 11 月まで実施されておるとというのが、至った経過でございます。

中山町政時代、初期のころには、こういった土地収用の認可が受けられておりますが、それ以降、全く手つかずの状態になり、平成 19 年に、再度、中学校建設を機会としてから、霧生関の町有地の活用が始まったということになっておると思います。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

一般質問の途中ですけれども、ここで、食事のために 1 時半まで休憩します。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

9 番（松本正人君）

午前中から時間がたったので、本当は繰り返したいところですが、皆さん、もう忘れたと思うて。けれども後 25 分しかないということですので。そこです、町民が一番懸念に思っているのが、いわゆるこの事業の一番の困難の問題となっている火薬庫の問題です。

で、火薬庫があることは最初からわかっていたんじゃないかと。わかっていたのに、なぜ、こんな事態になったんだということでございます。火薬庫の話はですね、私も、かなり事業が進んでから気がついたことです。議会の中でもですね、火薬庫の話はそれまでなかったというふうに記憶をしております。

ですから、議員というか議会というか、そういう公式の場では火

薬庫の話は全くされていなかったというのが現状だと思います。ただし、執行部がですね、このことを知らなかったということは言えないだろうと思いますので、知っていて、やっていったということは、大前提でいいんじゃないかというふうに思います。

そこですね、ここからは想像の世界しかないですけども、榎並谷さんがおられるときにもうちょっと聞いちゃったらよかったなあというところもあります。渡辺課長の答弁にもあったように、いわゆる埋め立て、造成の覚え書きというのがありました。これは、私が以前、議会で取り上げた問題ですけども、読んだだけではわからないわけですけども、実はそのところに、しんしゃくという言葉もあって、それは相手の気持ちをおもんばかると、そういう意味だそうですね、要するに、そのときに、交換してはならない土地の交換の約束をしていたということが、明らかになったわけですね。

これは、そのときに、前の町長とのやりとりの中で、町長は否定しませんでしたので、こういうやりとりがあったということは明らかでございます。

それが、約束をしていたのが平成 19 年、そして事業が止まりだしたのが、大体、平成 23 年ごろからでしたかね、だったと思います。約束をしてから 5 年ぐらいたってからですね、これは交換できんぜよ、と。これは町長も恐らくこのことに、当時、気がついてなかったということだろうと思います。

ですから、これは約束が違うじゃないかということに、当然なるわけですから、その約束をされた当事者と、そして事実上、火薬庫を所有している当事者と同じ方ですので、当然その問題も先に、前へ、先、進まなくなったというのが、これはあくまでも想像の世界ですけども、想像されるわけです。そういうことではないかというふうに思っております。

そこですね、町民からはですね、ごく普通の疑問だと思いますけれども、その火薬庫を移動させることはできんのかと、その是非は別の話ですよ。裏山にはなんぼでも山があるが、今、山やったらなんぼでも安い、移動はできんのかと、こういうような質問もされました。

それについて、そんなことは、これは、今言ってるのは、議会と住民との懇談の中で出てきた話ですけども、当然、議会がこれ、

答えるべき話でもないし、ですので、答えはできないわけですから。町長ならば、その答えが今、できると思いますので、そこらへんについて、お伺いをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをいたします。榎並谷町長からも引き継ぎをさしていただき、担当の職員からも話を、確認をしました。火薬庫の移転候補地をいろいろ探したと。いろいろな可能性を考えて、場所も探して、相手方の会社とも話をしたけども、適地が見つからずにそのままになっていると。なかなか難しいことだと。現実的にはちょっと厳しいです、という話を聞きました。

私は、それをもって、火薬庫の移転は、かなり困難を極めるので、それを前提にしないで、まずは、あの霧生関公園の予定地、あの場所をどのように、今後継続をして活用方法を検討していったらいいのか、どうすれば、町民の皆さんに喜んでいただける活用ができるのか、そのことをまず、主眼において検討をしたい、そういう意味で白紙にして考えさせていただきたいという話をしました。以上です。

9 番（松本正人君）

私、先ほど、想像の話をいたしましたけれども、明らかに違うということがあればですね、また言っていただきたいというふうに思いますけれども。これまで、大体のこの事業の経緯をお話させていただいたと思います。

そこで、これからの問題ですけれども、火薬庫の移転はかなり厳しいということで、これがある限り、いわゆる公園とかいう事業は成り立たない。こういうことでしたけれども、ヘリポートなら法的に大丈夫だという今回の説明でございました。ヘリポートの是非は、先ほども言いましたように、この場で言うつもりはございません。しかしですね、ヘリポートをつくったとしても、まだまだたくさんの土地が残るわけでございます。

ここからは私の意見ですけれども、どんな使い方をするのかというのは、これからですけれども。1つは、聞きたいことは、中山町政の時代もですね、最低8年間は塩漬けであったわけですから、けれども今、国のお金を大分つぎ込んだ状態ですから、その時点では違いますけれども、一体、こう塩漬けになるというか、事業を中止して、それで、再開するかどうかは別としてですね、何らかの結論

を出すまで、一体どれくらい、国というのは待ってくれるというふうに予想されているか、お伺いしたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。それと、先ほど言われた覚え書きの件でございますが、交換してはならない土地を交換するようにしていた。大まかと言えば正解でございますが、この土地は、等積交換ならば構いません。町有地事態が極めて変形なところが西側でございますので、それを同じ面積にしてから交換していくというのは可能でございますが、当時のこの覚え書きに基づいて、交換する用地が 300 平米余りと 1,800 平米余りというふうに、極めて異常な状態、等価等積とかいうようなものでは全く言えない状況でございますので、交換ができなかったというものでございます。

御質問のほうに戻りまして、国の方は、いつまで許してくれるのかと、これは現在のところ、23年の2月に都市計画の開発許可をいただいております。これが、24年度末でしたのが、一旦、工期を延長しまして、現在、来年の6月、27年の6月末までになっております。

こういった23年の2月に許可をいただいた公園構想を、27年6月までに工期としておりますので、都市計画のこの認可されちゅうやつの変更とか、そういったことを、これからしていかなければならない、土地計画協議、開発許可を受けちゅうやつの協議を検討していかなければならないというふうに思うております。

9番（松本正人君）

その協議の中身というのはこれからだろうとは思いますが、もとよみ、予想というわけにはいかんですが、そういう協議も短い場合もあれば長引く場合もあると思いますが、そういうのは、どのようにお考えですか。

産業建設課長（渡辺公平君）

この都市計画、23年2月に許可いただき、この内容についてはもう既に、前町政のときから変更していかんやなんという話で、県のほうとも協議は一定しておいた経過がございます。こういった流れを踏まえまして、県との協議に入りますので、実際の話は、協議してみても、期間が決まってくるわけですが、まるっきりゼロからのスタートではないわけですので、いくらでも長い期間がかかるというふうには思うておりません。

具体的に、どれくらい期間かかるかと、こう言われても、現状ではお答えしかねるところでございます。

9 番（松本正人君）

わかりました。それとですね、先ほどの、いわゆる等価なのか、等面積なのか、ちょっとわかりませんが、それだったら交換が可能だと、こういうお話でしたけれども、それは今回初めて聞いた話です。だったと思いますが、それで、いわゆる交換の土地の面積、先ほども言われました 300 と 1,800 ということで、6 倍ということで、佐川町の条例で言うたら 5 倍以内と、こういうことでしたから条例違反にはなると、いうことは 1 つあります。

けど、それで、土地の大きさを変えればですね、できると。条例上はそういうことが考えられますけども、先ほど言いましたように、いわゆる行政財産との交換という意味ではですね、違うかと思うんですが、そこらへんはどうなってますか。

産業建設課長（渡辺公平君）

御質問の内容につきまして、これも以前も、何か、定例会かどこかで私、説明したと思います。答弁させていただいたことがあったやにと思いますが、これも県のほうともずいぶん相談に行き、協議させていただいた結果でございますが、確かに、言われるとおり行政財産でございます。

ところが、先ほども言いましたように、当時は 1 筆買いをしております。分筆して、正常な長方形とかそういった形のものやなくて、非常に、西側、いびつな形になっちょります。これは極めて使い勝手の悪い土地形状でございます。

こういったものを形状をよくし、使い勝手をよくしていくような状況であれば、その面積を交換して、面積といいますか同じ面積、あの辺りで地目がもともと違うちょりましたら、等価には、同じ価格にはなりません、もともとの状態は、あそこは田んぼがございました。

その土地との、同じ面積での交換、等価等積交換ということをしていき、形状を整えるのであれば、行政財産の面積は変わることなく、利用勝手、利便性の向上が果たされるということで、等価等積交換はオッケーであるというふうに県のほうからも見解をいただいております。これは、前町長の時代にも、こういうようなお話をいただいていたことでございます。

9 番（松本正人君）

聞き抜かったのだと思います。それはどうでもいいですけども、要するに、そういうような交換条件にしてもですね、相手が、「うん」と多分言わないということです。同じことだと思いますけれども。

そういうような経過ということ。そこでですね、私は、こんな問題が起きる前から、以前からですね、この公園の建設計画については、異議を唱えてきたつもりでございます。それはなぜかというと、町民がですね、要求をして、何か町民から要求をしてこの計画が持ち上がったというものでは、そもそもないという認識からです。

ですから「そもそもあんなところへどうして公園をつくるがや」という声は、今でもありますし、そういう問題で、わざわざ大きなお金をかけて、町民が別に望んでもないものをつくる必要はないんじゃないかということを書いてきたつもりでございます。

そこで、しかし、もう走り出したものですから、何らかのところですね、着陸をせないかと、こういうことだと思いますけれども。最低ですね、もちろん情勢が変わってよっぴどこれが必要だということが起こるかもしれませんから、その限りではないですけども、そういうことがない限りは、できるだけお金をかけない、そしていわゆるその後の維持管理についても、それほどお金もかからない、そういった事業を見直していただきたいと、こういうふうに思っていますが、いかがですか。

町長（堀見和道君）

お答えをします。これまで、辺地債発行すると、事業費も町の予算も入れてやってきた事業です。過去のことは、いくらどうしても変えることはできません。私の役割というのは、今後の未来を、どうつくっていくか、そのことを期待を受けて、町民の皆さんに選んでいただいていると、仕事をさせていただいているというふうに思っております。

等価交換が、もしできないのであれば、等価交換しない中でどういうふうに事業がやれるのか、いろいろな課題があります。私の役割というのは、課題を解決しながらこれまで皆さんの貴重なお金をかけて埋め立てをして、残土を入れる場所としても活用してきて、この場所を町民の幸せのために、いかに活用していくか、そのこと



をいかに考えていくか、考えた結果が、事業費をある程度いれないといけない、そういう判断をしたときには、そのことをしっかりと議員の皆さんにもお伺いを立て、町民の皆さんにも説明をし、進めていきたいというふうに考えております。

お金の大小ではなく、今後かかるお金の大小ではなく、この土地の活用がいかに町民の幸せにつながるのか、それが私の判断基準になりますので、御理解をいただければと思います。以上です。

#### 9 番（松本正人君）

それに近いことを私も言うたとは思いますが。もともとですね、私が、どういいますか、この事業の進め方にしてもですね、もともと町民の望むものではなかったというのは、別に何の根拠もなく言ってるわけではありません。これも何回も言ってきましたけれども、当初の計画図というのはですね、お花畑にしたりとかですね、それから野外音楽堂をつくったりとか、そういうがでした。平成 10 年のときの図面というのがありますけれども。しかし、榎並谷さんが着手したときは、そういったものはなくなって、テニスコートだとかですね、そういったものに大きく中身も変わってると。

そういうところを見ましてもですね、ほいたら最初の計画は、あれは、ほいたら何だったんだということになってきますので、そういうことがわかるのではないかというふうに思っております。

時間もありませんので、霧生関の問題は、一定中身が話されましたので、これで終わりたいと思います。

次に、猿丸のメガソーラーの建設計画について、お伺いをしたいと思います。まだ町民も知らない方が多いと思いますけれども、猿丸峠の、かつてサーキット場があったところになりますけれども、そこは、後に残土捨て場とか、そういったものになりまして、またいろいろ、捨てられんものも捨てちよって、問題にしたこともございました。

そこをですね、いよいよきちっと造成をして、私の業者ですね、業者さんがメガソーラーを建設するという計画が持ち上がっております。

敷地面積だと思いますけれども、6 万平米ということですので、今、前の文化センターやったところの、今の、現在の中学校のグラウンド、これが大体 1 万 2,000 平米だそうですので、約 5 倍、あれの 5 倍というわけですから、かなりとてつもない広いメガソーラー

ができる、ということ、この間、本来はもう4月から着手したかったらしいですけれども、住民の方に、この業者が説明会を開いております。

そういった中で、住民の間では、かつて、いわゆるその下地になるところを、東町、東元町、そういったところは水害でずいぶんつかったという経験もあるところからですね、こういったものをつかったらですね、水害を起こす起因になるのではないかと、こういう心配が上がりまして、今、現在、両者でそういったやりとりをしているというところでございます。

しかし、これができるできんのかについては、現在は、一応、これをつくるに当たってはですね、何の許可も要らないそうですので、本来は、業者さんがやると言うたら、住民が、基本的には、法的にはといたしますか、どう言おうとですね、つくることができるという、そういうことになってるらしいですけれども。

その是非は別として、問題はですね、住民が言ってるのは、その治水の問題なわけです。素人考えでも、このメガソーラーの施設ができたからといって、それだけで治水がですね危ぶまれるというか、そういうことではないと思います。

要するに、2度と前のような、床下、床上浸水のあるようなことになっては困ると、こういうことで、以前もそこを流れる御土居川のですね、後に春日川へ流れていくわけですけれども、今、吉富さんですかね、のあるところのあたりに、いわゆる排水の大きな穴があったわけですけれども、そこに欠陥があるということで、その工法も変えて22年に工事をしたという経過もございます。

けれども、それでも住民はまだ不安だということなわけです。この際ですね、その、いまの東町付近の治水問題についてですね、これをきっかけにして今一度見直すと。見直すといたしますか、どうやったらその住民の不安を払拭できるかということを考えていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

猿丸のサーキット場跡地へ6ヘクタールの土地を使い、メガソーラー施設を設置する。これに関しまして、御案内のとおり、地域の住民代表の方々、河川の氾濫等、平成16年には、床下、床上浸水も経験されております。そういうことから、2回、役場のほうへも不安を感じられてお話しにいられております。

また、この開発については、都市計画の開発許可は要らないわけです。また、1ヘクタール以上あるわけですが、山林が0.4ヘクタールしかないということで、森林法の林地開発も要らない。松本議員おっしゃったとおりでございます。

ところが、こういった下流域の流域の住民の不安、これは把握してないものがございます。そのため、住民説明会をとということ、この業者のほうにお話ししていただき、今までに紫園と駅周辺で都合3、4回説明会を開催され、そのときの住民の声、不安、またそれに対する対応策、どういったふうに業者としてそれを、意見、質問、あるいは不安を解消していくのかという具体策を、先週も2回ほど、産業建設課のほうに説明に上がっております。

この具体策については、次回、今、日程調整がされておるようですが、その中で、具体的に、住民のほうに説明され、わかりやすく図面等を活用しながら説明していただくこととなっております。

さて、この件に端を発しての御土居川の氾濫等、水害への不安でございますが、議員おっしゃられましたとおり、平成22年度に、都市下水への、いわゆる町中の町道等を通っております雨水管への配水管を、飲み口を場所を変えて適切に吸引できるような姿にしております。

これは、十何年を経過して改善し、途中では川の中に1メートル前後のものがあり、それをまた20センチぐらいの高さにし、22年度に河川の護岸横から、幸い隣地の方の用地の御相談も御了解いただきまして、吸水口を川の横から吸うような形に、平成22年度にさしていただいたわけです。

この以降については、氾濫とかいうことはないですが、なかなか、現況を言いましたら、かつてと違くて、あるところに1カ所に雨が集中して降る、鉄砲水が出てくるとか、いろいろ自然条件変わっております。その中で、絶対とかいうものはないと思います。そのため、6ヘクタールの開発について、非常に危惧されておる。また、以前、平成16年までの不安がいまだにつながっておるということが言えるのではないかと思います。

22年度に、この工事を改善したのは、まさに20年の連休明けだったと思います。私がちょうど産業建設課長になった間際のときに、松本議員初め地元の方々が産業建設課においでになり、事情を説明され、それでは現地調査をしてみましようということで、河川のほ

うを、御土居川をずーっと歩いて状況を調査してから、1番えい方法はどうしたらえいろうかということ、地元の方々からも提案していただき、また用地については地元の人からのお話もさしていただき、全てがうまくいき、幸い用地も提供していただき、今に至っております。

やはり、一緒になって現地を歩き、それから話を聞き、将来への不安をどう解消していくのかということに努めていく必要があるかと思えます。いくら、机上でどうこう言うても、なかなか心配の種は除くものではないと思えます。

また、以前、平成20年度と同じように、お力添えをいただけるのであれば、また御土居川の現地調査等やっていきながら、将来について、どのようにしていくのか、平穏無事なる地域住民の暮らしはどのようにして守っていきけるのかについて、いろいろ話を聞かさせていただく機会をもつていただければと思えます。ちょっと長くなりましてくどうりましたが、以上でございます。

#### 9番（松本正人君）

ぜひ、そのようにしていただきたいと思えます。また、産業建設委員会もでございますのでですね、できたら、できるだけたくさん議員の方にもですね、一緒に回って、考えていただければというふうに思っていますので、委員長、よろしく願いいたします。

最後です。

3月議会で、原発の問題につきまして町長にお伺いをいたしました。特に、伊方原発等の再稼働の問題とかいうことがあるわけですが、その質問をしたときにですね、町長は、簡単に言うたら、いわゆる原子力規制委員会あるいは地元の方の判断に任せると、こういうような答弁であったかと思えます。

私は、基本的に、この法律は、地元の同意を得ればええというふうになっておりますけれども、これは、原発の被害がですね地元にはか及ばないというのが法律の大前提でございます。しかし、福島原発の事故に見られますように、事はそんなような問題ではないということで、お話をさせていただいたと思えます。

そこでですね、この間、5月21日に福井地裁におきまして、関西電力に対して大飯原発の3、4号機の運転の差し止めを求める訴訟の判決が下されました。運転を差し止めすると、こういう判決でございました。

この判決は非常に画期的だというふうに思っています。1つは、人格権というものが出されまして、これにまさる問題はないということで、まず一番最初に考えなきゃいけない問題だというふうにされたこと。それから、福島原発の事故に鑑みて、いわゆる250キロ、これは当時の原子力委員会委員長が言いよったことですが、その250キロ圏内が、当時想定されちゃったんですけれども、それは過大だという判断はできないということで、いわゆる、こんな線引きをするのはどうかというのがありますけれども、最低ですね、裁判所は、250キロ圏内は大いに関係あるんだと、こういう判決を下したわけです。

また、安全性につきましては、背景に、るる、時間がないので、細かいことを言う時間がなくなりましたけれども、いわゆるその原子力規制委員会につきましてもですね、要するに、規制委員会も要するに、そういった最終的なですね、いわゆる責任はとれないというような状況であるということも明らかになっております。

それで、それとですね、この地裁の判決というのは、高裁、最高裁に行ったらですね、簡単にひっくり返ってしまうということが頻繁にあるわけですが、この地裁判決というのは、もともと背景は、最高裁のいわゆる原発訴訟の特別研究会というのがありまして、その中で、審理改革の必要性が指摘されて、それを受けての判決というふうに言われております。

ですから、これまでの地裁の判決とはかなり意味が違うということで、そういう意味でも非常に画期的だということです。要するに、もう今、この間の地裁判決がですね、福井地裁の判決が、大体のこの判決の基本になるだろうと、こういうふうに言われているわけです。

そこで、改めてお伺いしますけれども、半径250キロ圏内といいますと、もう四国はべったり入るわけです。伊方原発から言っても。それで、さらに、前も言いましたけれども、伊方原発はプルサーマルという、さらに毒性の強いそういった性格を持つものでございまして、これの判決でも、事故が起きない、あるいはその事故を止める、そういったことは不可能というか、あり得ないことだということを言ってるわけですから、これからですね、大いに、大きく、国も本来ならば政策の転換もしていかないかんではないかというふうに思うわけですが、まず、この佐川町の立場として、

どう考えるのか、そのことをお伺いしたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えします。伊方原発の再稼働に関しては、先だつての四国4県の知事会でも議論はされており、お互い連携を深め、情報共有を進めていきたいと思いますという向きの話し合いが行われております。それを踏まえまして、今後、国や県の動向を注視していきたいというふうに考えております。

長期的には、原子力発電所に依存しないエネルギーのあり方が構築できれば、それに越したことはないというふうに考えております。海流発電とか地熱発電とか、いろいろな研究もされております。そういったことを国が、民間企業の技術力も借りながら、新しいエネルギー政策、エネルギーの構築を検討していただければなあというふうに考えております。以上です。

9番（松本正人君）

もう時間もないなあってまいりましたけれども、先ほどのメガソーラーもそうですけれども、もう大体業者さんに聞いたらですね、これからまだ拡大をしていくというのは、もう四国電力の受け入れ態勢というものがなくなってですね、これからまだ事業を拡大するということは、もう限界が来ると、こういうような話もお聞きしました。

要するに、国が本気でやろうというようなことにならないと、この事業も今これからは頭打ちになっていくのかなあという気もいたします。ぜひ、国の視線も大きく変えていただいて、現実に沿った政策に変えていくべきだというふうに思います。決して……うことじゃなくてですね、冗談でよく言うんですが、放射能、これを封じ込めるにはですね今の人類が、戦艦ヤマトに乗ってイスカンダルへ行くしかない、というふうに思っておりますので、もう今の人類では解決できない問題だというふうに理解しております。ぜひ、そういう点で、この我が町からもですね、その原発の問題については大いに、国に向けても県に向けても、意見を発進をしていただきたいと思いますし、私自身もしていきたいというふうに考えております。

以上で、質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

以上で、9番、松本正人君の一般質問を終わります。

引き続き10番、永田耕朗君の発言を許します。

10 番（永田耕朗君）

永田でございます。久しぶりに、7年ぶりに一般質問の機会をいただきました。執行部席もだんだんと顔ぶれが変わっておりまして、大変、新鮮さを感じておると同時に、また私も、少し緊張をいたしております。

けさほど、中村議員の所見の中で、堀見町長に対しまして、大変、政治姿勢また行動に対してのお褒めの所見がございまして、私もまあ何か、堀見町長を褒めろうかと考えてみましたが、けさの中村議員の言葉以上の褒め言葉が見つかりませんので、私としては、所見を差し控えさせていただきます。どうぞ、お許しを願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして、3点ほどお尋ねをいたします。

まず、1点目であります。投票区の変更について、お尋ねをいたします。

来年4月には、統一地方選挙が迫っておりますわけですが、高知県の前回の、平成23年の統一地方選におきましては、投票率は過去最低の52.6%でありました。佐川町においては、60.8%。過去の町長選、また町議選を見てもみると、平成13年に初めて80%割れとなって以来、ずっと佐川町におきましては70%台であります。この中で、平成18年度に、20から15に投票区の変更がされております。

その後の平成21年の町議選は、9ポイント下がりました70.7%。かろうじて70%台は維持したわけですが、過去最低でありました。昨年10月のダブル選挙であったにもかかわらず、74.5%と大変低い投票率であったわけでありまして。

町民の関心は、8年振りのダブル選挙ということで関心は高かったと思いますけれども、佐川町で2,950名が棄権をしておるわけがあります。投票率の低下につきましては、いろいろな要因があるかと思っております。若者の政治離れ、あるいは無関心層の拡大、そして高齢化というものも大きな原因ではないかと考えるわけでありまして。

また、投票区の変更によって、投票所が遠くなった。投票に行きたくても行けないというお年寄りが一定数いるのではないかと考えるわけでありまして。

総務課長におかれましては、就任早々でありますけれども、この

投票率の低下、前総務課長からの申し送り事項等あったか、また選挙管理委員会の中において、定期的にこういった議論、協議がなされておるのか、まず、お聞かせをいただきたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（横山覚君）

永田議員の御質問にお答えをいたします。このたびの選挙の投票所の関係でございますけれども、まず、議員も言われましたように、平成 18 年に、まず 1 つは行政改革等の一環として、それから 2 点目には、社会的情勢の変化とか、また民主主義の原点の 3 つの基本的な考え方を考慮等いたしまして、選挙管理委員会におきまして協議を行い、20 カ所から 5 カ所の削減を行いました。そして現在、15 カ所となっております。

こうした中、昨年度の自治会長総会におきまして、庄田地区の自治会長から、投票所の減少により投票所が遠くなったと。そのために、高齢者が選挙に行きにくい状況があるなどの理由によりまして、投票所の再設置に対する要望がございました。この件につきましては、前総務課長からも引き継ぎがございまして、これを受けまして、選挙委員会では実地検分を行い、また協議をした結果、他の地区を含めて町全体の投票区を調整し、かつ検討した上で 26 年度中、26 年度中に結論を出しますというふうに、その庄田の自治会長さんのほうに御回答もさせていただいております。

確かに、人口の減少、それから高齢化が進む中で、選挙人の減少によります投票区の統廃合などによりまして、全国的にも、その投票所への距離などの関係から、高齢者の投票率に影響がしてきているということが問題になってきております。

当町におきましても、高齢者はもとより、選挙に行きやすい投票環境を整えていくことが求められておりますので、選挙管理委員会におきましては、これらの問題を十分に考慮しまして、投票所の見直し、また投票環境について慎重に議論を行ってまいります。よろしく願いいたします。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

先ほど、行政改革の一環あるいは民主主義の原点ということで改革がなされた。そして、20 カ所から 15 カ所に変更がされたということでもありますけれども、この投票所の内容を見てもみると、非常に人数的に、有権者が多いところでありながら、投票所がなくなったというようなどころがあるわけでありまして、この人数の多



い少ないによって選挙権の重い軽いがあるわけではないと思えますけれども、どうしても高齢化によりまして、選挙に行きにくいという状況が生まれておるわけであります。

例えば、舟床、川ノ内も廃止になっておるわけでありますけれども、ここには、有権者が31名ということであります。そして、二ツ野投票所は、74名の有権者であります。そして、下山投票所が258名でありながら廃止ということであります。虎杖野投票所は428名という人数がありながら廃止であります。この虎杖野の投票所というのは、かなり範囲が広い。桂、中組、清和病院、あるいは島の土居といったかなり範囲が広い中で、428名。そして庄田の242名というようなことになっておりますけれども、一方で、存続されておる投票所、例えば、室原投票所186名で投票所が存続されております。そして、尾川のけいとう、148名で存続でありまして、廃止されたところでありながら人数の多い、そして存続されておるところでも人数が少ないというようなことがありまして、やはり、これは、どのような根拠でこのような変更がなされたのか、選管の議論の中であろうかとは思いますが、今後ますます高齢化社会へ進展する中で、選挙難民というものが生まれてきはしないかと。

もう一度、今、投票所の変更というもの、見直しをするべき時期ではないかと考えるわけであります。今後の変更について、課長の所見を伺いたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（横山覚君）

お答えいたします。今、選管のほうでは3カ月に1度、定時登録の関係で会を開いておりまして、その中で、今、投票所の数につきまして、今年度中に回答する旨お伝えしておりますので、協議を今、させていただいております。

また、来年度、4月には県議選がございますので、今年度中とは言わず、年内には回答したいような、そういうスピードをもって協議をしていきたいと考えております。

10番（永田耕朗君）

この問題につきましては、前岡林総務課長とも、るる議論をしてみましたが、特に、黒岩の庄田地区というのは、黒岩小学校までとなると、かなりの距離であります。ここで、高齢者が、車のない高齢者が黒岩の小学校まで投票に行くというのは、なかなか無理な状況であろうと考えるわけであります。

そしてまた、虎杖野におきましても、桂とか岡崎とか、あの周辺が虎杖野に投票所があった。一方で室原地区の場合は、室原と柏原というところの投票所でありまして、非常に、その投票に行くのに労力的に格差がある、生じておると思うわけでありまして。

ぜひとも、こういったことを早急に選挙管理委員会で議論をしていただいて、できるだけ高齢者が近くの投票所で投票ができるというような方向に改善をするべきじゃないかと考えるわけでありまして、この制度改正というものは、限られたもので、町村の選管によって投票所は設置するということがうたわれておりますけれども、以前の 20 カ所が法的にくくられたものであるのかどうか、お教え願いたいと思います。

選挙管理委員会事務局長（横山覚君）

お答えします。まことに申しわけございませんけれども、その法的な根拠についてまだ習熟しておりませんので、はっきりは言えないんですけれども、平成 18 年度にですね、その選挙の投票所を選挙委員会のほうで協議をして変えたということでありまして、今回につきましても、その協議と同じ手順を踏んでですね、投票所の数の変更は可能だというふうに思われます。よろしく願います。

10 番（永田耕朗君）

平成 18 年の 7 月に、投票区の変更がありまして、9 月に規程の一部改正ということでありましたけれども、その 18 年の変更直後の選挙で 9 ポイントも投票率が低下したという現実があるわけですが、これはほかにも理由があるかと思っておりますけれども、ある程度は、この投票所が遠くなったということも 1 つの原因ではないかと考えるわけでありまして、ぜひとも、選挙管理委員会のほうで早期に協議をいただいて、また適切な御決定をいただきたいと要望いたしまして、この投票区の変更につきましても、一応、課長に要望いたしておきます。

続きまして 2 点目でありまして、だんだんと霧生関の工事の質問出ました。先ほど、松本議員からもございましたが、12 月あるいは 3 月議会でも、だんだん、議員が質問をしております、重複する部分もあるかもしれませんが、私は、この工事継続の思いで町長にお尋ねをいたします。

この霧生関の工事につきましては、12 月あるいは 3 月議会におき

まして、2人の議員から質問があり、また先ほどは、松本議員からも質問がございました。12月議会におきまして、中村議員の質問に対しまして、町長は、町長選挙の中、大半以上の方が公園をつくることに疑問を持たれていたと答弁をされました。そして、3月議会の行政報告の中で、いきなり白紙と表明をされ、またこの6月議会の行政報告では、ヘリポートのみ検討中との説明でございます。

この事業に対しましては、平成22年6月議会におきまして、加茂辺地に係る総合整備計画は、全会一致で可決をしておるわけであり、にもかかわらず、何人かの議員が反対のような質問をしておるわけですが、町長は、3月議会で白紙、このたびヘリポートのみつくるといような意味合いの整備計画といようなことで説明をされましたけれども、町長は、この霧生関の工事に対して、平成22年6月議会で全会一致で可決をされておったということをお聞きになりましたでしょうか。

町長（堀見和道君）

永田議員の御質問にお答えさせていただきます。霧生関の計画につきましても、担当からしっかりと説明を受けておりました。辺地債につきましても、当初の計画から変更が2回ありまして、22年6月7億円ということで、辺地計画、承認を受けているということは確認をしておりました。以上です。

10番（永田耕朗君）

ただいま町長は、22年の6月議会において、全会一致でこの加茂の辺地に係る総合整備計画の議決をしておったということを知っておったと答弁がございましたが、その議決に対しまして、3月議会で白紙、また今回ヘリポートのみ整備計画といようなことでありますが、議会に対して説明もなかったと思いますが、この説明不足あるいは議会軽視なのか、あるいは特定の議員にだけ説明したのか、そこをお示しいただきたいと思っております。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。決して議会軽視ということではございません。なかなか微妙な難しい問題であります。法的な部分もあります。火薬庫の離隔距離の問題、このままでいきますと、公園の計画、建設そのものが、もう物理的には不可能であるということを確認をいたしまして、3月の議会におきまして、計画につきましても白紙にさせていただきます、検討をしていきたいというお答えをさせ

ていただきました。以上です。

#### 10 番（永田耕朗君）

この事業は、なかなか歴史があるわけでありまして、平成9年ごろから土地開発公社が用地を買収し始めたというようなことで、村田副町長あたりは、かなりその経緯、長い歴史を御存じであろうと思いますけれども、もともと残土処理場ということでスタートしておりましたけれども、なかなか、いろいろな困難があって、国体の残土は捨てることができずに塩漬けの状態になっておったわけがあります。

前町長が就任をしたところに、佐川町には、3つの負の遺産があったと、私は感じておるわけでありまして。1つは、鷹ノ巣の養豚団地の跡地の利用、そしてもう1つは、西佐川の下水道の最終処分場の用地、そして霧生関の、この塩漬けの土地であったと思いますが。

だんだん、この霧生関の工事というものが、佐川町行政の悪の根源のように一部の方は言っておるわけでありましてけれども、あの残土処理場があったなればこそ、佐川の中学校も造成できたわけがあります。当時、中学校建設推進委員会で2年間、候補地を協議をいたしました。

私もそのメンバーでありまして、もともとは、8カ所の候補地があったわけでありましてけれども、なかなか用地交渉がうまくいかないということで、最終的には4カ所に絞り込んで、それでもまだ1年ぐらいの用地交渉に当たったわけでありましてけれども、どうしても土地の交渉がまとまらないということで、最後の受け皿が文化センターとなっておったわけでありまして、最終的に文化センターを取り壊し、一部造成して、あそこに中学校を持って行くということに話が落ち着いたわけでありましてけれども。

そのとき、ちょうど塩漬けになっておった霧生関の土地に残土が入れるという話になりまして、それで、今の文化センターの上の山全体が買収できるという話になりまして、文化センターを取り壊さずに造成ができたわけがあります。

それは、村上元総務課長の時代であったと思いますが、当時、各団体におきましては、佐川中学校を早く、早く。早く建設せえ、早く候補地を決定せえ、と声が沸き上がりまして、選定委員会におきましても大変苦慮したわけでありましてけれども。

そうした中で、あの霧生関の埋立地によって中学校の造成ができ

た。そしてまた、国道 494 号の切り土、また最近では、佐川歩道トンネルの土もあそこにおさめることができた。土を捨てるだけ捨てて、いいときには捨てておいて、あとは、いかにもあの事業が佐川町行政の汚点であるかのように、一部の方々は言うておるわけですが、あそこが、あの事業によって、中学校、あるいは 494、佐川歩道トンネルができたわけでありまして。

そして今、その残土を入れたことによって、3ヘクタールもの平地ができた。国道沿いに町有地ができたということでありまして、この活用というものが、これからの大きな課題であろうと思っておりますけれども。今までの過程をいかにも行政の失敗であったように言うのは、私はいかがなもんかと考えるわけでありまして。

幸い、町長は、ヘリポートについては検討するということでもありますけれども、今、あの霧生関にヘリポートができたならば、加茂地区、あるいは旧佐川町、永野、あるいは美都岐あたりまでは10分のエリアでカバーできると思うわけでありまして。大変、今年1月からこっちでもドクターヘリの要請は増えておりまして、佐川町でも14件のドクターヘリの要請がこの1月から6月2日までにあるわけでございます。そして、サッカー場に7回の着陸、尾川に1回と。あとは越知というようなことで、ドクターヘリの早期の完成というものが求められておるわけでありまして。

そしてまた、この問題は今、火薬庫の移転という大きな課題あるいは困難にぶつかっておると思っておりますけれども。前町長は、もっとも困難な中で、非社会的組織の方と渡り合って、あの土地を埋め立て可能にした。堀見町長は、今、火薬庫の移転交渉が大変困難であると、先ほど、松本議員の質問に対して答弁をされました。ぜひとも、火薬庫の移転というのは、いろいろな課題があるかと思っておりますけれども、町長は根気よく交渉を進めるべきじゃないかと。そしてあれほどの広い国道沿いの3ヘクタールの土地を、有効に活用するべきじゃないかと考えるわけでありまして、町長は、この火薬庫の移転というものについて交渉する余地が、思いがあるかないか、まず、それを1点お伺いしたいと思っております。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。現時点では、火薬庫の移転について交渉する考えはございません。あの土地の活用方法を考えたときに、火薬庫の移転がなければ実現しない活用方法に行き着いたとき

には、火薬庫の移転について交渉せざるを得ないというふうに考えております。

現時点では、火薬庫の移転を考えずに、まずはヘリポートの設置に向けて、まだ調整しないといけないことがありますので、調整に臨んでいきたいというふうに考えております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

交渉するつもりがないという返事でありまして、まだ1度も相手方と話し合いをされたことはございませんか。

町長（堀見和道君）

お答えをします。火薬庫の移転につきまして、あと土地の等価交換、等積交換の件につきまして、会議、打ち合わせをさせていただきました。火薬庫については、移転にかかる費用もかなり、何千万という費用になります。辺地債の起債もできませんので、現時点で、町としては、火薬庫の移設については考えずに土地の活用を考えていきたいと。

あと、土地の等価交換については、いろいろな覚え書き等ありますけれども、法にのっとって、等価交換のほうをお願いをしたいということで、今、前向きに調整をさせていただいております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

火薬庫がどうしても移転できないというものではないと思います。今、何千万という町長が言われましたけれども、仮に何千万というぐらいの金で移転ができるもんなら、そう高いもんじゃないと。あれだけ広い町有地が活用できるとなれば、何千万というぐらいの単位の立ち退き補償になれば、そう高いもんではないと考えるわけですが、その町長が、立ち退きに補償しないというのは、金額的な面で、そういうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。先ほどにも答えをさせていただきましたけれども、土地の有効活用を考える上で、火薬庫の移転がどうしても必要な活用方法に至ったときには、火薬庫の移転の交渉はせざるを得ないというふうに考えております。

公園であれば 260 メートルの離隔距離が必要ですが、例えば、あそこを工場として、何か使うということであれば、その離隔距離は

130メートルで、その半分でよくなります。用途によって、火薬庫からの距離が変わってきます。

ですから、あの土地の活用方法を、町民にとって、この町にとって一番いい活用方法を考えたときに、やはり、あの火薬庫があるできない、だから移転をしなければいけないということに至ったときには、移転交渉を進めていきたい。そのように考えております。以上です。

#### 10 番（永田耕朗君）

もともと計画としては、ヘリポートとテニスコートというものが、計画がなされておったわけでありますが、その計画も、そういうテニスグループの方々からの要望によって、4面のコートがなければ大会ができないということでありまして、現在、古用地のテニス場で練習をしておるわけでありまして、佐川町におきましても100人以上のテニスの愛好家がおるということでありまして、そういう方々からの要望によって、あそこにテニスコートということが、この議会でも議決をされておったわけでありまして、

そして、前町長は、代替地ということで、先方と話をしながら、代替地の選定を進めておったわけでありまして、多少時間はかけても、あれを移転することによって、あの広い町有地が有効に活用できる方向が開けるのではないかと考えるわけでありまして、

また、あの事業につきましても、辺地債が充てられておりますけれども、もともこの辺地債につきましても、前町長、また私も岩城副知事のところにお伺いをしたときに、岩城副知事言うのには、「辺地債より有利な事業はない、ぜひそれは、辺地債は活用せんといかなあよ」という話がありました。

町長は、これから佐川の首長として年々建設事業等の財源の確保ということも重要な仕事の1つになろうと思っておりますけれども、各町村長が県に情報収集あるいは補助事業の要望等に行くときに、佐川が一番問題なのは、過疎債が使えないということでありまして、

高知県下で4つの自治体が過疎債の適用から外れておる。7割が交付税算入という有利な過疎債があったならば、佐川ももっともっと建設事業等できるのではないかと考えますけれども、越知なんかと比べた場合に、非常に佐川の場合は、建設事業が少ない。これはまあ、そういう国の制度ということで、いたし方ないわけありますけれども、それならば、佐川が使える辺地債、こういったものは

積極的に使うべきじゃないかというような岩城副知事の話でありました。

この霧生関の残土処理場も、もともと最初の残土処理には金は要らなかったわけでありまして、土を入れることによって、暗渠排水工事等の構造物、あるいは調整池、また雨水の集水とか、いろんな構造物によって、建設費用が発生したわけでありまして、現在3億1,500万で、辺地債が3億80万ですかね。一般財源が1,445万というようなことで、大変有利な財源の中で、この事業がなされておるわけでありまして、ぜひとも、火薬庫に何千万かはかかるかもしれないけれども、佐川町にとりましては、非常に有利な建設事業であろうと考えるわけでありまして。

ぜひとも、町長も火薬庫の移転は、相手方があることですのでけれども、そういったことで早期にまた、この活用方法も方向性を立てていただきたいと考えるわけでありまして。

そしてもう1点、松本議員の話にもあったかもしれませんが、先月の議会の住民懇談会で、大変、この霧生関の問題についての質問が多かったわけでありまして、加茂地区では1人、この霧生関の事業を完成してほしいというような声もございましたが、特に、斗賀野地区におきましては、10人のうちの5人が霧生関の問題、いかにもこの霧生関が、今申し上げましたように佐川町行政の悪の根源というような口ぶりでありましたけれども、実際は、佐川中学校の造成残土、また494の切り土、歩道トンネルと、こういったものによって、あの埋立地ができて、今、これからその残土によってできた土地の活用策を検討すべきだと思っておりますけれども、あの埋め立てに3億もの金が必要というような誤解をしておる方が大変多いと思っております。

ですから、今度、これから町執行部が、地域懇談会に出た場合には、必ずあの質問がくると思っておりますけれども、そこらへんの経緯、状況を詳しく説明をするべきと考えるわけでありまして。住民の方々には、間違った解釈をしておる方が大変多い。それはまた、間違った説明をしておる方もおいでだと思います。それは執行部がしっかりとそういう財源的なものとか、今までの事業の経緯というものを説明せんと、あそこへ土を持って行って入れたのに3億も金をかけちゃうというような、間違った解釈をしておる人が大変多いように感ずるわけでありまして、ぜひとも、そういったことをしっかりと



説明責任を果たしていただきたいと考えるわけでありますが。

最後に、この問題につきまして、何とか、あのせっかくの3ヘクタールの国道沿いの町有地を、有効な活用を見出していきたいと考えるわけでありますが、くどいようですが、最後に一言、町長、答弁を願います。

町長（堀見和道君）

ありがとうございます。テニスコートの計画もありました。テニス関係者の方とも話をさせていただきました。現在、古用地のテニスコートの人工芝の張りかえということで、本年度、予算を組んで対応させていただいております。

町として、今、そういう形で進めているので、御理解をいただきたいということで、私から一言、説明はさせていただきました。霧生関の公園のあの跡地、計画地利用につきましては、まず、やはりこの町民の命を守る、その意味でのヘリポート、これを33号線の適地に見つけたいというふうに考えておりました。いろいろ候補地ないかということで探してきましたが、なかなか見当たらないのが現状です。

その中で、法的なことも調べまして、霧生関公園の計画地におきまして、ヘリポートを、もしつくるのであれば、自衛隊のヘリもありられるぐらいの、防災的な意味合いも含めたヘリポートをつくってもいいのではないかということで、今、執行部のほうでは話をしております。

まず、町民の皆さんの命をしっかりと守っていくという意味で、ヘリポートの建設計画について、速やかに進められるよう、関係事業者、関係者とも調整をとりながら、進めていきたいというふうに考えております。

残りの土地につきましては、今後、検討を進めていきたいと考えております。あくまでも私見でございますが、今年度から取り組んでおります自伐林業、この林業の取り組みは、佐川町だけでなく、この日本、国全体で取り組まなければいけない事業だというふうに考えております。森林組合の取り組み、自伐林家の取り組み、大規模なものとお互いの特徴を生かして、林業としての産業をしっかりとつくっていく、森林組合に関しては、経営改革しなければいけないところは経営改革して取り組んでいく、この国の山、自然をしっかりと守りながら産業にしていく、その意味での林業

がとても大切だというふうに考えております。

この佐川町から切り出した木を置いとく場所も必要になってきます。そういう意味で、1つの可能性として、あくまでもこれはまだ私の私見の段階でございますが、この林業、山を使った産業で、この町を元気にする。そのための場所として活用できないか。あの33号線を行き交う車の数も多いです。「あ、佐川町の取り組みは、今こういうことをやってるんだ」ということがすごく目立つ場所でもあります。

そういった意味で、あの場所を、この佐川町の未来をつくる1つの可能性のある場所として、考えていきたい。1つの私見として、林業にかかわる何か使い方ができないかなあということは、おぼろげに考えております。このことも含めて、この佐川町がより幸せになるために、あの土地をしっかりと活用していきたい。そのように考えております。以上です。

#### 10番（永田耕朗君）

町有地としても、この33号線沿いに3ヘクタールもの土地というものは、まず2度と出てこない、できないと考えるわけでありまして、この広さを有効活用ということで、ぜひとも今後、町民が納得できるような活用方法を検討していただきたいと要望しておきます。

続きまして、人口対策につきましてであります。片岡課長がまだ新しくなったばかりでありまして、そんなに施策もまだできてないかと思えますけれども、少しだけお伺いしてみたいと思います。

高知県の人口自然減は、24年連続で減少しておりまして、減少幅は、過去最多で4,977人となりました。県推計では、74万人を割ってしまい、人口減少に歯止めがかからない状況であります。一方で、少し明るいニュースもございました。2013年度の県内への移住者が270組468人と、前年度の2倍以上に上ったことがわかりました。

ことしは、県移住者目標は400組と設定をされました。これは、移住促進を産業振興計画の新たな柱として位置づけ、大都市圏への情報発信、移住者向け住宅の確保、市町村や受け入れ団体への空き家改修費の補助拡充など、対応の窓口を広げたもので、移住者数が伸びた大きな要因であろうと思います。

佐川町におきましても、少子高齢化の流れの中で、きのう松浦議員から少し触れておりましたけれども、佐川町では 2040 年には、若年女性 20 歳から 40 歳の方が 597 人になるという予測が出ておりました。今の半分になるわけでありまして、こういった数字を見てみますと、今後、佐川町で子供が急激に増えるというようなことは望めないと考えるわけでありまして、人口を維持するには、移住者を増やして、定住してもらうことが重要ではないかと考えるものであります。

そこで、移住者受け入れに必要なものは、まず雇用の場の確保であろうと思います。そして、移住者向けの住宅の確保、また空き家とか空き店舗の情報、こういったものが重要であろうと思いますけれども、佐川町では今、こういった、どのようなこういった人口減少対策について、どのような取り組みをされておられるのか、お聞かせをいただきたいと存じます。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

それでは、永田議員の御質問にお答えをさせていただきます。県のことしの目標 400 組ということで、本年度移住を目指していることとございますが、佐川町におきましても、移住については考えておるところでございます。

移住を希望される方からは、住宅や仕事に関する相談が多いことから住宅の確保と働く場の確保が移住を勧めていく上での一番の課題だと考えております。住宅の確保につきましては、平成 23 年 4 月 27 日に移住促進に関する協定を締結しております社団法人高知県宅地建物取引協会、社団法人全国不動産協会高知県本部と情報を共有し、高知県が運営いたします「あったか高知暮らし住宅支援システム」を引き続き活用させていただき、町内空き家等の不動産情報を発信していくとともに、町内の民間住宅関係者にも情報をいただくなど、広く情報発信を行っていきたいと考えております。

また、空き家の提供に関しまして課題となっております知らない人には貸すのは不安とか、修繕してまでは貸せない、また、不用品や家財道具はそのままに残っている、などといったことが大きな課題となっております。

この課題を解決する方法といたしましては、それぞれの理由を個々に対応することも必要であろうかと思われまますが、空き家を貸すことが地域の貢献につながっていくということ、各地域の方々

に浸透させていくことが重要であると考えております。できるだけ早く、佐川町にこういった事例をですね、成功事例をつくっていった対応していくことが大切であると考えております。

空き家の提供に関しましては以上ですが、あと、今後はまた働く場の確保についてですが、すみません、現在のところ就労の場の確保につきましては、永田議員おっしゃられましたが、町におきましてはハローワークが発行する求人の情報の提供や実際に佐川町に移住された方の就労に関する経験や、新たな農業に従事した新規就農者の方々の経験を聞いていただくなどの提供を行っているところでございます。

最後になりましたが、また町内の使用されていない官民の施設を活用した移住者のための準備住宅についても、現在検討しているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

10 番（永田耕朗君）

空き家の情報提供ということも重要であろうと思っておりますけれども、なかなかその家を貸すというのは、田舎の人には少し抵抗があるようでございますが、例えば町営住宅、町営住宅を限定的に、優先的に県外の方に提供するとか、また町独自で空き家の改修費の補助等、いろんな方法があろうかと思っておりますけれども、こういった、まず一番手っ取り早い町営住宅への提供というようなことは、いかがなものか、お答えを願います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。今のところ、町営住宅につきましては、生活困窮者に対する住宅の提供ということの基本にしておりまして、少子化対策、人口減少対策に対するもの、また移住に対するものについての、まだ発想は今のところそこに入っておりませんが、また検討してみたいと思います。

10 番（永田耕朗君）

確かに、町営住宅におきましては、いろんなその困窮度によっての規定がありますが、先日も住宅選考委員会の中へも、県外からの応募が来ておりました。やはりこういったものを、早く受け入れ体制を町として立ち上げて、少しでもそういう県外からの希望者、要望に応える体制をなるべく早く立ち上げるべきじゃないかと考えるわけでありまして、町長にお伺いをいたします。

3月議会の行政報告の中で、かいな小富士、それから西佐川にお

きましての分譲価格が、相場と比較して高めであると。価格の再設定あるいは価格面積の見直し等を検討すると町長は言われたわけですが、この際、思い切って、かなり荷値なんかでも売れ残りがあるわけですが、いろいろ、以前にその民間型に価格を下げたらどうかというような話もございましたけれども、なかなか思い切った決断がなかったわけですが、町長は今、新しく就任したばかりでありますので、思い切って、この住宅地の値下げを断行したらどうかと考えるわけですが、町長の所見を伺いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。宅地分譲地として開発をした当初の地価と比べて、現在の地価、住宅地の地価は明らかに下がっております。当時、開発をしたときの値段から、今の下落率を掛けて、適正な今の値段に基づいての価格の算出をしてくださいと、してほしいということで、今、担当のほうには話をしております。

あと、区画面積がどうしても大きくて、1つの土地を買うのに金額がかさんでしまうと、そういう要因も考えられる部分につきましては、もう少し細かく分割をして分譲するという事も検討してみてもどうかという話はしております。今、総務課のほうで検討中であります。以上です。

10番（永田耕朗君）

以前には、こういう話が出たときに、今までに土地を購入した人が不利益をこうむると。民間の場合ならば、その場その場で価格の変動があるけれども、行政の分譲地となると、今まで買った人に補償云々を言われたことがございましたけれども、今、分譲地を抱えて、売れもせんものを抱えておるよりは、もう早く思い切って県外の人ならば、値下げ断行して買っていただいたならば固定資産税も入るし、人口の増にもつながるといふことでもありますので、ぜひとも、そういった思い切った決断ができれば、そういう方向がよろしいのではないかと考えるわけがあります。

もし、今までに土地を買っておる方からのいろいろな苦情とかいうものがあるかと思っておりますけれども、まあ今の社会情勢から見ればいたし方ないと。そしてまた、分譲地につきましても、民間の不動産業者を利用して販売するというような方法はいいのではないかと考えるが、そこらへんは総務課長、いかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えします。確かに、ずいぶんと長い間、塩漬けとまで言われ  
そうなような形になっておりますので、あらゆる方法で販売が推進  
できるように進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

10 番（永田耕朗君）

せつかく 若い町長が就任しましたので、今までの慣例に従うこ  
となく思い切った施策を展開して、いつまでも塩漬けで置くよりは、  
少しでも、町外から移住者のために安い土地を提供ということも、  
大変重要であろうと考えるわけですし、また町にとりまして大きな  
メリットがあると思えますので、ぜひともまた、そこらへんも  
値下げ断行ということで検討をしていただき、また町外、県外へ、  
そういった安い土地の情報の発信をしたならば、少しでも県外から  
の応募があるかもしれませんので、ぜひ、お願ひをいたします。

それと、これからの、そういった県外からの移住者への窓口対応  
でありますけれども、仮に、町の窓口を経由しないで移住をしてく  
る方もおいでるかもしれません。そうした人の数や背景を把握して、  
次の施策に生かす体制も必要じゃないかと考えるわけですが、  
そこで、役場の転入窓口でアンケートなど協力してもらう方法  
はいかがなものかと考えるわけですが、佐川の課長、お願ひ  
いたします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えいたします。町民課のほうで、そのアンケート等も今現在  
チーム佐川のほうで検討してお願ひしていくように考えておりま  
す。以上でございます。

10 番（永田耕朗君）

やはり、受け入れる側も、いろいろな移住者の状況、あるいは情  
報を把握して、またその方々に対しての佐川町の行政としてのサー  
ビスということも考えていかなければならないと。そして佐川に長  
く定住をしていただくということが、これからの佐川町の人口減少  
に歯止めをかける 1 つの課題にもなるかと思えますので、ひとつ  
そこらへんを、いろいろなアンケートなどによりまして、情報を集  
めていただきたらと思えます。

なかなか、大口で移住者を呼び込むということは、難しいわけ  
ありますが、一人一人の積み重ねで少しでも佐川の人口を維持する  
ということが重要ではないかと思えます。

最後に、町長に一言。大変失礼なことかもしれませんが、これは町長の側近もタブー視しておるのではないかと思います、町長、佐川へ御家族をお呼びになるおつもりはないのか、最後に一言お伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。全くのプライベートな話ですので、今この場でお答えすることは差し控させていただきますけども、また後日、個人的にお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

10 番（永田耕朗君）

大変、こういった議場の公の場で、個人的なことを、御家族のことについて申し上げ、失礼があったかと思いますが、これは多くの町民が期待をしておるところでありますので、ぜひとも町長も、町民の期待に応えていただくように、ぜひとも、今後とも家族調整をよろしくお願ひを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（藤原健祐君）

以上で、10 番、永田耕朗君の一般質問を終わります。

これで、今定例会に通告がありました全ての一般質問を終了します。

日程第 2、常任委員会審査報告について、を議題とします。

総務文教常任委員長の報告を願います

総務文教常任委員長（西村清勇君）

それでは、報告をさせていただきます。

（以下、「総務文教常任委員会審査報告書」朗読）

以上です。よろしくお願ひします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

受理番号 8、「新たな知見」で伊方原発の徹底検証等を求める陳情書に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。

委員長報告どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、受理番号 8、「新たな知見」で伊方原発の徹底検証等を求める陳情書については、委員長報告どおり採択することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は、全部、終了しました。

次の会議を 11 日の午後 1 時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午後 3 時 15 分